

平成21年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

平成21年6月17日（水曜日）

議事日程

平成21年6月17日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（25名）

2番	齊藤 旭 君	3番	山田 耕治 君
4番	河杉 憲二 君	5番	山根 祐二 君
6番	土井 章 君	7番	松村 学 君
8番	大田 雄二郎 君	9番	木村 一彦 君
10番	横田 和雄 君	11番	田中 敏靖 君
12番	山本 久江 君	13番	田中 健次 君
14番	佐鹿 博敏 君	16番	高砂 朋子 君
17番	今津 誠一 君	18番	青木 明夫 君
19番	重川 恭年 君	20番	伊藤 央 君
21番	原田 洋介 君	22番	三原 昭治 君
23番	藤本 和久 君	24番	久保 玄爾 君
25番	山下 和明 君	26番	中司 実 君
27番	行重 延昭 君		

欠席議員（2名）

1番	安藤 二郎 君	15番	弘中 正俊 君
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	嘉	村	悦	男	君															
会	計	管	理	者	松	吉	栄	君	財	務	部	長	吉	村	廣	樹	君												
総	務	部	長	浅	田	道	生	君	総	務	課	長	原	田	知	昭	君												
生	活	環	境	部	長	古	谷	友	二	君	産	業	振	興	部	長	阿	部	勝	正	君								
土	木	都	市	建	設	部	長	阿	部	裕	明	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	岡	本	幸	生	君			
健	康	福	祉	部	長	田	中	進	君	教	育	長	岡	田	利	雄	君												
教	育	次	長	山	邊	勇	君			水	道	事	業	管	理	者	中	村	隆	君									
水	道	局	次	長	本	廣	繁	君		消	防	長	武	村	一	郎	君												
監	査	委	員	和	田	康	夫	君		入	札	検	査	室	長	安	田	節	夫	君									
農	業	委	員	会	事	務	局	長	村	田	信	行	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古	谷	秀	雄	君
監	査	委	員	会	事	務	局	長	小	野	寺	光	雄	君															

事務局職員出席者

議会事務局長 森 重 豊 君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前 10 時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、安藤副議長と弘中議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、青木議員、19番、重川議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

きょうは朝からちょっと蒸すようでございますので、暑い方は上着をとられて結構でございますので、どうぞ。執行部の方も御遠慮ございません、どうぞ。

それでは、これより早速質問に入ります。最初は、21番、原田議員。

〔21番 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） おはようございます。会派、息吹の原田洋介でございます。通告の順に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

先週、中国地方の梅雨入りが発表されたものの、今週になってもずっといいお天気が続いております。天気図を見ますと、太平洋高気圧の勢力はまだ弱く、梅雨前線は日本列島のはるか南に位置しておりますが、一昨日、きのうと、最高気温が30度を超える真夏日になっております。きょうも恐らく相当暑くなるのではないだろうかと思っておりますが、こういう暑い日が続きますと、地球温暖化の影響ではないだろうか、すぐに思えてくるわけでございます。

温室効果ガスによる地球温暖化の問題は、今や世界的な問題となっております。我が国でも、今、官民一体となったエコライフの推進運動も展開されているところでございますが、こういった環境の問題は個人レベルで、身近なことからこつこつとというのが基本になりますが、やはり国や地方自治体のリーダーシップは必要なものであると考えております。

さて、平成18年9月議会で、私はゼロ・ウェイスト宣言することについて御提言をさせていただきました。ゼロ・ウェイストとは、無駄、浪費、ごみがゼロであるという意味の言葉であります。焼却も埋め立てて処理されているごみをリサイクル、リユース、堆肥化の徹底によって、限りなくゼロに近づけるとというのが、ゼロ・ウェイストの取り組みであります。

このときにいただいた御答弁では、ゼロ・ウェイストの調査・研究を進め、本市の状況に合ったごみ減量活動を推進したいというものでございました。そこで、その以後、調査・研究の結果はどのようになったのかということをお伺いをいたします。

そして、ごみ減量化に関連いたしまして、もう一点お伺いをいたします。

容器包装が一般廃棄物に占める割合が容積比で6割に達すること、素材的にもリサイクルしやすいことなど、ごみの減量化を推進する観点から、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定され、平成9年4月より本格施行をされました。

私は、いろいろな団体に所属し、地域の活動等をさせていただいておりますが、その団体で他の自治体等にお伺いすることがあります。子どもたちのキャンプとか、そういったイベントなど、後片づけでごみを捨てるときに、その地域のごみの分別収集に戸惑うことがあります。逆に、他の地域の方々が防府に来られたときには、「これも燃えるごみでいいの」というふうに驚かれ、少し恥ずかしい思いをすることもございます。

防府市のごみの分別は、県内他市と比べても非常に易しいものであります。これは、防府市民にとっては手間が省け、ありがたいことかもしれませんが、地球環境にとっては決して優しくないことであると考えます。減量化の推進のため、より踏み込んだ分別収集を

しなければならぬと考えますが、このあたりについて執行部の御見解をお伺いいたします。

次に、学校給食についてお伺いをいたします。

1点目は、給食時間の見直しについてでございます。

ちょうど1年前になりますが、昨年6月18日、学校給食法が改正され、今年度から施行されることになりました。学校給食法の大幅な改正は、昭和29年の法施行以来、初めてのことでございます。この学校給食法の成立当初は、戦後の食糧難を背景に、不足しがちな栄養を給食で補うことが目的でしたが、時代は変遷し、昨今は食糧事情が改善された以上に、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や若年での生活習慣病の増加、食の安全などが問題となってまいりました。

そこで、平成17年に食育に関する施策を推進することなどを目的とした食育基本法が成立し、これに伴い学校給食法も実態に合った内容にする必要があり、今回の大幅改正に至ったと聞いております。

今回の学校給食法の改正の大きいポイントは、給食を児童・生徒の栄養補給の場とするだけでなく、食材の生産者や生産過程、流通や食文化などを学ぶ場として明確に位置づけたことであります。この改正された学校給食法の第2条、学校給食の目標の第2項には、「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと」と定められております。

さて、市内の小・中学校における給食の時間において、配膳の時間等を含め、実際に給食を食べる時間というものは適正にとられているでしょうか。望ましい食習慣として考えると、どうなのでしょう。この現状を教えていただきたいと思っております。

次に、給食指導についてお伺いをいたします。

いろいろな調査資料などによりますと、小学生の嫌いなメニューとしては、煮物や酢の物、あとは魚を使ったメニューなどとなっております。その理由としては、家庭で食べられていないということにあるように考えられるものでございます。

しかし、これらのメニューは栄養価も高く、成長期の児童・生徒にとっては欠かせないものであります。こういった食べ残しの多いメニューなどについて、市内の小・中学校ではどのように対応されているのか、また栄養指導などは行われているのか、お伺いをいたします。

最後に、学校教育について、市独自の正しい日本語教育を進めることについてお伺いをいたします。

昨年3月、小学校、中学校の新しい学習指導要領が公布されました。小学校では平成

23年度から、中学校では平成24年度から、完全実施されることになっております。今回の新しい学習指導要領の大きな目玉として、ゆとり教育からの路線の転換、道徳教育の強化など挙げられますが、小学校の英語の導入というものも大きな関心が集められております。

新しい学習指導要領、小学校では、小学校における外国語活動は総合的な学習の時間から外され、領域として新たに独立をし、5年生と6年生の高学年で必修となりました。今は独立した教科ということではありませんが、週1時間、年間35時間が必修となったことは、小学校における英語教育が教科化に向けて大きく踏み出したものと考えられます。

確かに、今の国際社会において、偏見なく外国人とつき合うことは大切なことであり、一応の理解はできますが、その外国語を学ぶ大前提として、正しい日本語をしっかりと学ぶことが必要であると考えております。

最近、若者を中心に言葉の乱れが大きな問題となっております。我が防府市には、他市に誇るべき歴史、伝統、文化を持ったところがございます。そして、昨日の一般質問でも出ましたが、今の日本の歴史を語る上でも大変重要な要衝となったところがございます。このことを踏まえ、市独自で正しい日本語教育を進めていくべきだと考えますが、いかがでしょうか、教育委員会の御所見をお伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、清掃事業についての御質問にお答えいたします。

ごみの減量化についてのお尋ねのうち、まずゼロ・ウェイストについてでございますが、今日まで各自治体における先進事例を中心に調査・研究を進めてまいりました。この事例調査の一例を申し上げますと、人口約2,000人、その半数が65歳以上という徳島県上勝町は、すべてのごみをリサイクルすることによって、焼却や埋立処分をなくすという高い目標を掲げられ、先進的な取り組みをされております。

生ごみにつきましては、堆肥化などによる各家庭での自家処理となっており、山合いの町ならではの方法がとられております。また、ごみ収集車が巡回しないため、生ごみ以外のごみにつきましては、町内1カ所のステーションに町民みずから持ち込むことになっております。

なお、このステーションのごみの中には、焼却せざるを得ないごみが依然として2割程度含まれているとのことでした。

この事例のように、リサイクルへの取り組みはそれぞれの地域性が強く反映し、ごみ処

理施設の状況や財政事情などと深く関連する中で、各地でさまざまな工夫がなされている状況でございます。

また、リサイクルの充実と、これに要する住民負担との調和については、どの自治体も苦心しているところでございます。この調査・研究の結果は、ゼロ・ウェイストへの道のりの険しさを示すものとなりましたが、リサイクルにつきましても、着実に、できることから実行に移していくことの重要性を改めて認識した次第でございます。

平成19年3月に策定いたしました本市の循環型社会推進地域計画の中で、ごみの減量化に対する行政姿勢を明確にするものとして、平成26年度には平成17年度に比べ、家庭系ごみマイナス5%、事業系ごみマイナス3%、全体でマイナス4.4%という目標を定めております。

しかし、本市のごみの排出量は、家庭系ごみは横ばいで推移しているものの、事業系ごみは景気動向とは無関係に、この10年間で10%程度増加しておりまして、全体としては、わずかではあります。増加傾向にあるものと認識しております。

こうしたことから、平成19年度からは、包装紙やコピー用紙などを雑誌と一緒に回収することとし、平成21年度からはシュレッダーごみを資源回収品目に追加したところでございます。

また、これらを実施していく機会をとらえまして、市広報やホームページなどによる広報活動を通じて、一層のごみの減量化、リサイクルに向けての周知を行っているところでございます。

さらに、容器包装リサイクル品目でありますところの「その他のプラスチック」「その他の紙」「飲料用紙パック」の3品目につきましては、新しい施設の供用開始とともに追加することといたしております。このことにより、リサイクル率の増加が期待できるところでございますが、この時点で、さらなるごみの減量化とリサイクルの取り組みについて、点検・評価したいと考えておるところであります。

なお、新しい施設の規模につきましては、こうした現実を踏まえまして、生活環境の保全、公衆衛生の維持向上、災害時への対応といった行政責務を担保し得る最適な水準として計画しているものでございます。

引き続き、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、より一層、ごみの減量化やリサイクルに向けて努力してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長より答弁いただきます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、御答弁いただいた内容、ゼロ・ウェイストについての調査・研究を進められたけれども、その道のりは厳しいものだという御答弁でございました。調査対象として上げられましたのが、日本でのゼロ・ウェイストの先進地であります徳島県の上勝町でございましたが、ここは人口2,000人規模だからできるが、人口12万の防府市では厳しいということですけど、果たして本当にそうなのでしょうか。小さい町だからできる、大きな町だからできないということでは、ちょっと結論が安易過ぎるような気がしてなりません。

それと、ちょっとお伺いをしたいのですが、先ほどの質問させていただいた中で、平成18年の9月に質問させていただいたときに、当時の部長さんの御答弁では、本市の状況に合ったごみ減量活動を推進するという御答弁があったのですが、先ほど市長さんからいただいた答弁では、この部分、触れられておりませんでしたので、このあたり、どのような減量活動を推進してこられたのかということをご改めてお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 18年度、議員、御質問になられて以降のごみの減量活動、どんなことをしてまいったかということでございます。それにつきましてお答え申し上げます。

防府市におきましては、先ほど市長が申しましたけれども、循環型社会の形成ということで計画を策定しております。この柱といたしましては、3Rでございますか、リデュース、それからリユース リデュースというのは物を大切に使い、ごみを減らす、それからリユースは使い終えたものを繰り返し使う それからリサイクルということで、再び資源として利用すると、この3本の柱でございますけれども、これを推進してまいるということでございます。

そのことにつきまして、その後のごみの減量活動ということでございますけれども、これはずっと続けておるんですけれども、まず生ごみにつきましては、電動生ごみ処理機の購入に対する補助、それからごみ減量容器、コンポストでございますけれども、これに対する購入の補助金等を続けてまいりました。

それから、以前から制度がございますけれども、分別収集の徹底ということが、これをさらに強化しなければならないということで、平成11年度でございますが、市内全地区を対象といたしまして、廃棄物減量等推進員という制度を平成11年度から設けております。それにつきまして、平成10年から説明会に入っておりまして、これの強化と申しますか、これを図ってきてまいったわけでございます。そして、地域に根づいた活動をしていただくということで、ごみの減量化と、それから資源ごみの出し方等についての研修と申しますか、地域へ広めていただくということで、そういう活動をお願いしてまいったわ

けです。

これが、推進員が現在、331名いらっしゃいます。今現在のところ、毎年ちょっと説明会を行っておりません。というのが、2年ほど任期がございますので、2年に1回という形で説明会を行って、地域の減量化、それから分別収集の仕方というものについて、出し方について説明会を行っているということでございます。

こういった活動を通じましてリサイクルをやっているんですけども、先ほど申しましたけれども、19年度から包装用紙、それからコピー用紙のリサイクル、それから21年度からシュレッダーのごみのリサイクルということで、リサイクルについては確かなものにしてきていると思っております。

それから、今後につきましても、先ほど申しましたけども、新しい施設、これができる段階におきまして、最終目標でございます、容器リサイクル法の最終目標といいますか、完全実施ということで、その他プラをリサイクルさせてまいりたいということでございます。

それから、私どものほうといたしましては、地域組織というものがございますので、このあたりに力を入れていただくということで、防府市環境衛生推進協議会がでございます。こちらのほうで、一応、毎年の事業計画の中で目標に持っていただいておりますのが、先ほど申しました循環型社会形成ということで、3R運動ということを入れているのでございます。

この3R運動の中で、まず4つございますけれども、一般ごみ、資源ごみの分別収集の徹底とリサイクルの推進による循環型社会の形成、それから2番目といたしまして、自主搬入地域の拡大と、それと3番目、生ごみの堆肥化を推進するため、処理容器、それから電動生ごみ処理機の普及の促進と、それから最後に、今、申し上げました廃棄物減量等推進員、これを活用して活動を強化していくということの、この4つを柱にしておられますので、我々行政といたしましても、推進協議会と連携しながら、市内のごみの減量化をなお一層進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。今、御丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

今、部長さんが、るる御答弁いただきましたけれども、聞いていまして、真新しいものというか、これはいいなというものというのは、何か聞いている感じでそういうことは感じないわけでございます。それでいろいろと取り組んできたけれども、ごみの量は横ばい

で、事業系のごみはどんどん増えていると。いったら、余り成果が出ていないというふうなことを感じるわけでございます。

私は、3年前、この質問をさせていただいたときにも申し上げたんですけれども、これからまさに新しい施設がつくられようとしておりますが、その前にしっかりとごみの減量化を考え、そしてそれを実践し、新しい施設の概要を検討すべきじゃないのかなというふうにずっと考えているわけでございます。

今回の補正予算にも、新しい施設に関連する予算が上程されておりまして、今まさに新しい施設建設に向けて動き出そうとしているわけでございますが、私はまだまだ考える余地はあるのではないかなというふうに思っております。市長さんの御答弁では、最適な規模であるというふうにおっしゃられました。また、ごみを減らせる可能性はあると私は思っておりますし、実際にそういった事例を、リサイクル等に取り組み、そういう実績を出されている都市もあるわけでございますので、しっかりとこのあたり、まだまだ調査・研究を進めていただきたいというふうに思います。

ちょうど、前の3月議会で、一般質問で新しい処理場のことについてちょっと触れさせていただきました。そこで、いろいろとお聞きをして、新しい施設の必要性というものは十分にわかっておりますし、現在の施設も老朽化し、耐用年数も過ぎて、維持補修に膨大な予算がかかっていることというものもわかっております。

そして、計画的に財政運営を進められ、施設についても執行部のほうから何度も説明を受け、担当の部署の方々の努力も十分に理解をしておりますが、しかしやはりこれから生きていく者として将来を考えると、かなり大きな負担、何十億円ともいう起債を、はい、わかりましたと、やはり安易に認めていいものかどうかというのは非常に考えてしまうわけでございます。

今年度の施政方針では、環境、観光、教育の3つを最重要施策と位置づけているということをおっしゃっておられました。エコライフ実践のステッカー、レジ袋の有料化、太陽光発電システムの補助など、いい施策だと思いますが、施政方針の中でも廃棄物の処理、減量について、具体的なものというものはありませんでした。この防府市、まだまだ私は検討の余地があるというふうに思っております。

これは、この事例は3年前にも御紹介をさせていただいたんですが、御存じのことと思いますが、今、地球上にある焼却炉のうち、実に3分の2以上、約2,000カ所がこの日本にあります。欧米では焼却炉離れが進んでおり、アメリカではこの10年間、カナダでは15年もの間、新しい焼却炉というものは建設をされておられません。そのほか、ニュージーランドをはじめ、多くの国ではそもそも焼却炉というものがありません。その焼

却炉がこの日本、そしてこの防府市では今まさに新しいものがつくられようとしているわけでございます。

先ほども申しましたけれども、十分に、その必要性とか御努力というものは認識をしておりますけれども、ぜひ新しい施設を考える際にも御検討いただいて、ごみの減量方策というものを進めていっていただきたいというふうに思っております。

そして、リサイクルに関して、分別収集に関してなんですが、これは新しい施設の供用開始にあわせて始めていくということでございました。今の予定では、平成27年の供用開始ということでございます。これは実際に6年後になりますけれども、これは6年後にスタートするという事なんですが、これはもう少し前倒ししてできないものなんでしょうか。もし、御答弁いただければ、御答弁いただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今回の新しい施設につきましては、議員御承知のとおり、事業者との不調によりまして、1年おくれるような状況になっております。それで、一応26年をリサイクル法の完全実施ということで考えておりましたけれども、ずれ込む可能性が出てきたと。しかしながら、27年にすぐ始めるというわけにまいりませんので、それ以前にやはりある程度モデル地区等をつくりまして、実施状況というか、それを検証しながら前に進む必要があるかというふうに考えておりますので、このあたりのところについて、地元等も調整もしていかなければなりません、研究していきたいと。

また、それを研究した中で実施していきたいというふうに考えておりますので、自然の流れでそれができるようなものをつくっていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。今年度の施政方針、先ほども申しましたけれども、環境、観光、教育の3つを最重要施策として位置づけているということでございます。私は、ぜひ、この防府市が、この3つの柱というものは非常に大切なことであり、ぜひ進めていっていただかなければならないことだと思っております。

防府市が本当に環境にしっかり取り組んでいただいて、環境都市宣言ができるような施策をぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。このことを強く要望というか、切望いたしまして、この項は終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 次は、学校給食について、教育長。

教育長（岡田 利雄君） 最初に、学校給食についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の給食の時間の見直しについてですが、現在、市内の各小・中学校の時程表による給食の時間は、小学校が45分から50分、中学校が30分から35分となって

おります。この中には、準備や配膳の時間が含まれていますので、実際の食事の時間に充てられているのはおよそ15分から25分程度です。多くの児童・生徒は、この時間内で食事を済ませていますが、児童・生徒の発達段階や一人ひとりの実情によっては、給食時間後の昼休みを柔軟に活用して、食事や後片づけを行っております。

議員御指摘のとおり、給食の時間は、「楽しく食事をする事」「栄養の偏りのない食事のとり方」「共同作業を通して奉仕や協力の精神を養うこと」などに関する指導によりまして、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して望ましい人間関係の形成を図ることをねらいとしており、食に関する指導の中心的な場であります。

教育委員会としましても、給食の時間を十分確保し、和やかで楽しい会食にするとともに、食に関する指導を適切に行うことが大切だと考えております。

今後とも、学校給食の持つ教育的意義を十分に勘案しながら、授業や掃除、放課後の活動等、それぞれの教育活動の時間配分を考慮しつつ、児童・生徒の実態に応じて、より望ましい時間割が組まれるよう、学校を指導してまいりたいと考えます。

次に、2点目の給食指導についてですが、各学校では、児童・生徒のメニューごとの好き嫌いによる食べ残しを減らすための取り組みとして、全校放送を使って学校栄養職員が食材や栄養素について説明し、「バランスを考えて食事をとることの大切さ」や、「食事をつくっていただく方々への感謝の気持ちを持つこと大切さ」などについて指導を行っております。このことを通して、栄養バランスを考えてつくられている給食を残さず食べることの大切さの理解に努めております。

また、給食調理員さんの調理の様子を撮影したVTRやインタビューを放送して、給食をつくってくださる方々への感謝の気持ちを持ち、残さず食べようとする心をはぐくんでおります。

さらに、児童・生徒の委員会活動の一つとして、「残菜ゼロ運動」を実施するなど、食べ残しを少なくする自主的な取り組みも行っております。

今後も、児童・生徒の心と体の健やかな成長のために、望ましい教育課程の編成や、給食の時間を中心にした食に関する指導内容や指導方法について、引き続き工夫してまいりたいと思います。

次に、市独自の正しい日本語の教育を進めることについての御質問にお答えします。

御承知のとおり、平成20年3月に告示されました新学習指導要領を受けまして、平成23年度より、小学校5年、6年において、小学校外国語活動が全面実施されます。その内容の一つとして、「外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉のおもしろさや豊かさに気づくこと」が示されておりまして、外国語や外国

の文化に触れ、慣れ親しむことと同時に、自国の言語や文化についても、その特色やよさを児童が体験的に感じ取っていく学習を行っていくことが求められております。

防府市の小学校においても、新学習指導要領への移行期間である平成21年度において、年間平均26時間の外国語活動が実施される予定です。教育委員会といたしましては、平成21年度において、外国語指導助手、ALTをすべての小学校の5・6年全学級に年間10時間程度派遣し、外国語活動の円滑な導入を支援しているところでございます。

一方、日本語の教育につきましては、新学習指導要領において、国語科で漢字の読み書き、音読や暗唱、対話、発表などにより基本的な力を定着させること、また古典の暗唱などにより、言葉の美しさやリズムを体感させるとともに、発達の段階に応じて、記録、要約、説明、論述といった言語活動を行う能力を育成することが明記されております。各教科においても、言語活動の充実が示され、児童一人ひとりに生きる力としての言語に関する能力を身につけさせることが求められております。

このような国の動きに対しまして、防府市のほとんどの小学校で国語科や言語活動にかかわる研修を行うなど、文部科学省の示した方向性に沿う形で、実践・研究を進めているところでございます。

議員御指摘の正しい日本語の教育については、教育委員会といたしましてもその重要性を認識しているところであり、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校において、各教科・領域で言語活動の充実を図りながら、国語をはじめとする言語に関する能力を高めていくことができるよう、学校訪問や教務主任会・研修主任会等を通しまして、指導、助言を行っております。

今後、各小・中学校での取り組みに対してのさらなる指導・支援の充実に加えまして、教育委員会独自の取り組みについても検討を重ねながら、充実を図っていきたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。今の、まず給食についてでございます。

給食の時間、食べ残しの項目についてお伺いをしたわけですが、この2つというのは非常に関連のあることだと思っておりますので、ちょっと順番のほうは逆になってしまいますけれども、まず再質問させていただきたいと思いますが、現在の、現状といたしますか、実際に食べ残しの量というものはどれぐらいのものがあるのかということと、残されるものというか、そういったものにはどのようなものがあるのか、そして残される原因というか、そういったものにはどのようなものがあるのかということをお伺いをいた

します。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 給食の残食量についてでございますけど、これは各学校におきまして毎日記録をとっております。この記録に基づきまして、献立や食育の参考としているところでございます。中学校給食につきましては、給食センターで集計しておりますので、この結果について御報告したいと思っております。

集計につきましては、御飯、汁物、揚げ物等、6項目に区分して統計をとっているところでございます。そのうち御飯の実例を挙げますと、御飯につきましては、平成18年度に1人当たり、1日でございますけど、平均でございます、23.26グラム、19年度で20.12グラム、20年度で14.13グラムとなっております。これは、一般的に大体1食当たり220グラムほど御飯を提供しておりますので、20年度でいえば約6.5%が食べ残しという形になっているようでございます。これは、大体14グラムといえ、1口、2口分の量じゃないかなというふうに考えております。

しかしながら、23.26から14.13というふうに、ずんずん減少しておりますので、各学校での食育は、徐々にではあります、行き届いていっているんじゃないかなというふうに思っております。

それから、食べ残しについてはどういう理由かということでございますが、中学校給食につきましては、平成18年度と19年度に8校分でございますけど、全校生徒約3,000名でございますが、アンケートをとっております。その結果につきまして、ちょっと述べさせていただきます。

まず、この中で食べ残しの理由でございますけど、まずは食べ残すかどうかということございまして、食べ残すというふうな形で、「よく残す、時々残す」というのが47.7%ほどございます。この理由を聞きますと、一番多いのが「量が多い」というのが68%、その次に「時間が足りない」約52%、「嫌いなものだから」というのが50%ございます。これは3つ以内の回答でございますので、集計をするとそのような形で、量が多い、時間が足りないという子どもたちの状況でございます。

それから、なぜ残すかという中で1つ、「嫌いなものだから」というようなアンケート結果が出ておりますが、「嫌いな料理は何ですか」という形で、代表的なメニュー15につきまして、3つまで選んでくださいというアンケートをしているんですが、一番嫌いなものとしては豆料理が48.8%、次に酢の物31.5%、それから野菜サラダ23.4%というふうな結果となっております。

ちなみに、同じような形で好きなメニューにつきましては、カレーライス、トリの空揚

げ、ハンバーグというような形になっております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。食べ残しの量が結構あるんだなというのが率直な感想でございます。しっかり食べれば、元気が出ますので、教育次長さんもしっかり御飯を食べて、元気な御答弁をいただきたいというふうに思います。

今、御紹介をいただきましたけれども、やはり給食を残す理由として、量が多いとかいうのもありましたけれども、時間が足りないというのが50%を超えていたというようなことでありますが、これは一つ事例を御紹介させていただきたいんですけれども、これは東京都足立区の事例です。

東京都足立区で、ことしの1月に、区立小・中学校全109校で給食時間を試験的に5分延長したところ、食べ残しが小学校で平均3%、中学校で4%減ったそうであります。区内では、1日合計約3トン出る給食の残飯を約100キロ減らせる計算になるそうです。平均で3%、中学校で4%ということですが、試験的に5分延長したことで、食べ残しが16%減ったという小学校もあり、区の教育委員会は各校は給食時間にゆとりを持ってほしいということをされております。

そして、給食時間というものは学校ごとに異なるが、準備や片づけなどもあり、実質的に食べる時間が10分しかないケースもこの足立区ではあったようでございます。試験的に5分延長する取り組みをさらに5日間延長した結果、8割以上の88校で食べ残しが減ったそうであります。

やはり、恐らく授業時間で学習指導要領も変わって、それからゆとり教育から変わってきて、また教科も教育のほうが強強化されて、学校のカリキュラムというのも非常に厳しくなったと思いますけれども、やはり食事というのは非常に大切なことであるというふうに考えております。

先ほど学校給食法のほうには、正しい食習慣等を身につけることが大切だと言われました。正しい食習慣というのは、食べる時間等もありますけれども、一般的に御飯を食べると血糖値というものがずっと上がっていきますけれども、これがピークに達するのが大体食べ始めて15分から20分ぐらいのところ、ここで初めて満腹中枢が刺激されて、お腹がいっぱいになると言われております。こういうのは、私、非常にダイエットに興味がございますので、よく勉強しているところなんでございますけれども、やはりこういったことを私も小さいころからしっかり学校や家で教えてもらっていたら、恐らく今のようなことにはなっていないということで、非常に悔しい思いをしております。

学童期というものは、食生活の基礎が完成する時期なので、正しい食生活を、食習慣を身につけることは非常に大切なことであります。脳の成長というものは、ほぼ12歳でストップされると言われておりますので、やはり学童、小学校の時代とかに正しい食生活を身につけないと、後々、やはり間違った方向になるというふうなことも言われておりますので、ぜひこのあたりもしっかり研究していただいて、学校のほうともいろいろ相談しながら、やっていただきたいというふうに思いますし、こういった、ちょっと5分ぐらいの試験的な取り組みもぜひ実践していただきたいなというふうに思いますので、これは要望させていただきます。

それから、好き嫌いで残るということも問題になっておりまして、これに対してはいろいろ学校の放送等で指導をしておるということでございますが、ここでまたもう一つ事例を紹介させていただきたいと思います。

これは、福岡市の小学校の事例なんですけれども、ここでは毎月の給食の展示の際に、食材の手ざわりやおいを児童に体験させ、不人気の献立の日は、調理員さんが教室に向いて、食べることの意味合いをしっかりと説明をしているということでございます。このことで、調理員さんは町で子供に声をかけられるなど、顔の見える関係ができた。そしていろいろと児童とのコミュニケーションもとれ、しっかりと児童も給食を食べてくれるようになったということが言われております。やはり放送とかで何か言われても、なかなかピンとこないのが現実だというふうに思います。

それから、子どもの好き嫌いというものは、もちろん家庭でしっかりとやっていかないと、それへ取り組んでいくことであるというふうに思います。しかし、今、いろいろな環境といいますが、共働きの家庭も増えており、なかなか家族と一緒に食事をとれないという現実もあると思いますので、より今、学校給食の大切さ、食育の大切さ、それが学校に占めるウエートというものが大切になってきていることだろうというふうに思います。

これは、昔、読んだ本にあって、ちょっと今、どんな本だったか、ちゃんとした説明はあれなんですけれども、子どもの嫌いな食べ物というのは、ピーマンであったりとか、トマトだったりとか、ナスびだったりとか、そういうものが多いんですけれども、まず嫌いになる原因というのが、やはりまず本能的に、脳に何も先入観とかない段階で、例えばピーマンの苦みとか、ナスの食感とか、トマトの酸味とかいうものを味わうと、体のほうがこれは毒であるということで、まず拒絶をしてしまうそうなんです、それは本能的なものです。ですから、そういったものをまず口に入れたことで、子どもは嫌いになるそうなんです。そこからしっかりと、親というか、食べさせるほうがそれを考えながらしていくことで、苦手なものが克服できるという話を聞いたことがあります。

何か放送とか、ちょっと無機質な冷たい感じで給食の指導をされるのではなくて、しっかり調理員さんが出向いて行かれたりとか、しっかり学校の先生が、担任の先生が食材についての指導をされるとかということをして、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、この点、また要望させていただいて、この項を終わりたいと思います。

それから、小学校での外国語活動についてのことについて、ちょっと質問をさせていただきます。

今、新しく小学校で外国語活動というものが始められようとしているわけですが、この外国語活動と中学校の英語というものはどのように違うのかということをお簡単に御説明いただければというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 小学校に外国語学習が導入されるわけですが、これはかいつまんで申し上げますと、外国語に触れることの喜び、あるいは楽しみを通して、外国語に慣れるということでありまして、例えば英語の言語体系を文法とか文型をたたき込むというのではなくて、英語の音声とか、英語のリズムとか、あるいはそういったものを通しての文化等に触れて、それに親しむというのが小学校に導入された目的であると思っています。

これに対しまして、中学校の英語科の目的というのは、やはりこれは英語の言語体系をしっかりと理解、そしてマスターして、それを用いてコミュニケーションをしていこうとする意欲、態度につないでいくと。だから、コミュニケーションの能力、あるいは意欲、態度というものを非常に大事にしていくということで、これは中学校から高等学校、大学へとつながっていくものだと思います。

その前段としての外国語に慣れるということの解釈を間違えますと、早い時期に外国語が嫌だという人間をつくってしまいますので、外国語の学習、あるいは外国語というのはおもしろい、日本語と違ったものがあるということの発見とか、あるいはそれを使うことによって、コミュニケーションの、ほんの瞬間ですけど、成立したということの喜び等々を味わわせながら、外国語に慣れさせるということをお目標にしているところの違いがあるかと思っています。

議長（行重 延昭君） 21番、原田議員。

21番（原田 洋介君） ありがとうございます。

今、教育長さんの説明を聞けばわかるわけですが、この新しい学習指導要領のそれぞれの小学校の目標と中学校の英語科の目標を見ると、ほぼ同じような内容で、明確

な違いというのがなかなかわからないわけでございます。恐らく、結局、小学校で中学校の英語を前倒してやるような感じで、また中学校に行って、今度また基本的なことをやり出すと、結構、また英語ばかりしたりとか、そういったことになって、授業に参加する意欲がなくなったりということも考えられるわけでございます。

その辺も、すごい、憂慮するべき点なんですけど、今、教育長さんがおっしゃられたんですけども、外国語で意思疎通ができて、喜びを感じるということがあったんですけども、私、本当ずっと申し上げているんですけど、それが日本語でもなかなかできないような現状というのがあると思います。

今の、私も中学校から英語を、中学、高校と英語を勉強して、大学でもいろいろ勉強したりしたんですけども、今、これまで38年生きてきて、英語が話せなくて苦労したということは、数を数えてみると、これはいいのかわかりませんが、ちょっと夜、飲みに行っていて、意思の疎通ができなくて困ったということぐらいしかありません。それ以上に、やはり日本語の表現一つ、日本語の言葉一つでうまくコミュニケーションがとれなかったり、それとも対人関係を壊してしまったり、そういうことのほうがたくさんあります。

そして、非常に最近思うのが、若者を中心に言葉が乱れているということがありますが、最近では大学を卒業して社会人になってから、新人の研修で敬語の勉強をしたりとか、そういうことも現実に行われているようでございます。これは非常に本末転倒という表現がいいのかわかりませんが、社会人になってからこんなことを改めて勉強する前に、そんなの小学校でしっかり勉強するべきじゃないかということを思っております。

敬語というのは、外国語にも、英語とかにも「Would you」とか「Could you」とか、丁寧な表現というのがありますけれども、自分をへりくだって話をする謙譲語とかいうものというのは、私はそれは日本の特有の文化であるというふうに感じておりますし、それが日本語としてのすごく美しいものだというふうに感じております。

これは、私のちょっと知り合いのお子さんのことをちょっと話をさせていただきたいんですけども、小さいころからよく知ってまして、すごくやんちゃな子で、すごく親しくしていたんですけど、それは非常に言葉の感じがすごく生意気な子であったんですけども、この子が野島小学校に行くことになりまして、野島小学校で勉強しておったんですが、それから、野島小学校に行き出して半年後ぐらいに会ったときに、非常にきれいな言葉を話をするようになったんですね。すごくびっくりしたんですけども、野島小学校でどのような指導というか、教育がなされていたのかという詳しいことはわかりませんが、学校の先生にこういう話し方を教えてもらったということで、非常にきれいな敬語をしゃべるようになりました。

小学生とかでも、例えば防府の子がよその地に行って、非常にきれいな言葉を話すということで、それだけでやはり防府市というのがいいところなんだということがすごく感じられるように思います。

次に、本当、外国語の活動というものも非常に大切なことかもしれませんが、そんな流暢な英語を幾ら話せても、やっぱり日本人としてのしっかりとした礎というものがなければ、これから大人になっていったとしても、人間が立派な人間になっているというふうに私は思いません。

ぜひ、防府の子どもたちに、ふるさとを愛し、国を愛し、そして自分の国の言葉を愛し、そういった子供にぜひ成長していただきたいというふうに思っておりますので、そのあたりもぜひこれから御検討いただいて、教育長さんの答弁にもありましたけれども、ぜひ学校のほうにもそういった投げかけというものをしていっていただきたいと思います。

少し時間が残りましたので、ぜひ市長さんにも一言いただきたいというふうに思うんですけれども、非常に外国語、言葉も大切だと思います。しかし、市長さんのいろいろお話とかを聞いていると、演説とか、すごい、話されることが非常に上手ですので、やはりそういった、もちろん市長さんも身につかれていることだろうと思いますけれども、最近の若者、特に私たちの世代の言葉使いの悪さとか、そういったものを非常に感じていらっしゃると思います。

ぜひ、私はそういったことはしっかり防府の子どもたちに小さいころから教えていくべきだというふうに考えておりますが、このあたり、市長さんのぜひ御意見というか、お話を聞いて、この質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も、議員と全く同感でございます。折々に、岡田教育長先生とも話をしておりますが、小学校で英語教育を推し進めるよりは、正しい日本語教育を推し進めていく努力を何十倍もしていただきたいということをお願いをいたしておりますし、そのことは岡田教育長もよく御理解をいただいております。今回のこういう文科省の方針につきましては、いずれ習うであろう外国語に対して下地をつくっておくと、ちょっと慣らしておくという程度の教育であって、それが日本語教育をおろそかにしていくことにつながるということはゆめゆめあってはならないということで、統一見解を私なりに持たせていただいております。

また、私も子どもたちと学校給食を通じて、年に1回は確実に触れ合っておりますが、その都度、読書、よく本を読むようにということ、あるいは感想文を書くようにということなどをいつも言っております。これからも、そういう基本的な考え方を持って臨んでま

いりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 以上で、21番、原田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、23番、藤本議員。

〔23番 藤本 和久君 登壇〕

23番（藤本 和久君） 民主・連合の会の藤本です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本格的な梅雨を控え、大雨の心配な時期となりました。また、梅雨を過ぎると、今度は台風の心配をしなければなりません。私たちの防災対策は大丈夫か、いま一度点検したいと思えます。

最初に、自然災害防止対策について質問をします。

近年、防府市を襲った大きな自然災害を防府市史で拾ってみました。大正7年の佐波川大水害、昭和17年の台風による高潮災害、昭和26年の佐波川洪水、昭和30年の台風22号、平成3年の台風19号、平成5年の集中豪雨、そして防府市史には載っていませんが、平成16年の台風18号があります。幸いにも大きな地震災害はありませんが、決して油断はできません。台風、豪雨、地震等による被害をゼロにすることは不可能ですが、最小限に食いとめることはできます。

1件目の質問ですが、土砂災害防止について伺います。

台風、豪雨、地震等による土砂災害は、被災規模の大小はありますが、毎年のように起こります。なぜか、答えは簡単、抜本的な対策ができていないからです。抜本的な対策するには膨大なお金が必要で、困った政府は、危険箇所の周知、警戒避難体制の整備、住宅建設などの規制、既存住宅の移転促進等のソフト面の対策として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律を2001年4月に施行しました。

全国に約53万カ所ある土砂災害危険箇所を土砂災害警戒区域 通称イエローゾーンと呼んでいます、または土砂災害特別警戒区域 通称レッドゾーンと呼んでいますけども、これに指定するよう都道府県知事に責務を課しています。施行後8年が経過しましたが、指定済み地域は約22%、山口県は約42%で、全国平均を上回っていますが、8年も経過したのにこの状況とは情けないと思えます。

1つ、気になる点があります。住宅建設などの規制がかかるレッドゾーンの割合ですが、全国平均は約40%です。しかし、危険箇所が全国で3番目に多い山口県はわずか5.8%、全国で一番多い広島県は約92%、山口県と広島県は同じ判断基準で指定しているのか、疑いたくなります。何か政治的な判断が加わっているように感じます。

本当に危険箇所であれば、そこに住んでいる住民からの反発は強いでしょうが、大所に立ってレッドゾーンに指定すべきだと思います。広島県の動きが本来の姿であり、国のねらいではないでしょうか。

そこで質問ですが、防府市はいち早く県の調査が入ったと聞いていますが、どのような状況なのか、聞かせてください。

防府市は、多分レッドゾーンの指定はなく、イエローゾーンの指定を受けたと思いますが、指定を受けると、地域防災計画に警戒避難体制を整備する必要がありますが、どのような状況なのか、あわせて聞かせてください。

2点目ですが、佐波川堤防の洪水に対する安全性について質問をします。

佐波川流域は、冒頭述べたように、近年2回ほど大規模な浸水、そして防府市史には載っていませんが、昭和16年、昭和35年及び昭和47年に小規模な浸水がありました。昭和56年には島地川ダムも竣工し、種々の対策が効いたのか、昭和47年に決壊して以降、今日まで36年間、決壊していません。佐波川堤防の洪水に対する安全度はかなり高いと感覚的には思いますが、市民に安心してもらうにはそれを計量値で示してほしいと思います。

それと、安全度を下げる要因の1つとして、河川の流下能力の低下があります。流下能力は、河川の断面積と上流から下流までの高低差で決まると思いますが、河道内に堆積した土砂は断面積を小さくし、繁茂している樹木があれば水の抵抗となり、流下能力は低下します。堆積した土砂の除去や繁茂している樹木の伐採はどのように行われているのか、また今後の計画があれば聞かせてください。

次に、交通安全対策について質問をします。

最近、健康ブームなのか、ウォーキングやジョギングをしている市民をよく見かけます。歩道と車道が縁石で仕切られた道路を歩いたり走ったりするのは危険とは思いますが、そうでない道路は危険だと思います。特に、夜間は車を運転しているドライバーには見えにくいために、非常に危険だと思います。交通安全に関する業務は県の所管とは思いますが、市としても市民が危険な行動をしているのであれば、何らかの対応が必要だと思います。当局の御所見を聞かせてください。

次に、通学区域について質問をします。

防府市は、防府市立小・中学校通学区域に関する規則で通学区域を指定し、決められた小・中学校で就学するように決めています。通学区域を決めるには、常識的には自宅から学校までの距離だと思いますが、必ずしもそうになっていません。緑町二丁目や国衛一丁目の児童は、目の前にある勝間小学校に行けず、遠く離れた松崎小学校に通学しています。

また、国衙五丁目の児童も同様で、イメージ的には通学の途中にある学校を通り過ぎて、遠くの学校に通学しているようになっていきます。鉄道で分断されていた時代なら、児童の安全性を考慮しているとの理由も立ちますが、鉄道高架された現在ではその理由も立ちません。

そこで質問しますが、通学区域を決める基準というか、根拠はどこにあるのか、聞かせてください。それと、通学距離が明らかに違う実態について、どのような見解をお持ちなのか、あわせて聞かせてください。

最後に、索道事業の経営状況について質問をします。

私は、40年前、1泊2日の課内旅行で、広島から山口県内の観光地を旅行しました。防府市には、大平山ロープウェイと防府天満宮を観光しました。どちらも初めてで、感動したのをよく覚えています。特に、大平山ロープウェイは、地上までの高さ、距離の長さ、そして車窓から見える景色に感動しました。当時は利用客も多かったように記憶していますが、近年、利用客も少なく、また一般会計から毎年6,000万円程度を繰り入れていることから、事業の存続の是非が問われています。

そのような状況の中、当局は周南市の観光施設と相互乗り入れなど、懸命な経営努力をされていますが、直近の経営状況を聞かせてください。また、さらなる経営改善計画があれば、あわせて聞かせてください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず安心・安全なまちづくりについての御質問にお答えいたします。

最初の自然災害防止対策の土砂災害防止についてのお尋ねでございますが、山口県は平成16年度から土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を実施し、平成20年3月、土砂災害防止法に基づき、防府市内において、急傾斜地崩壊危険箇所310カ所、土石流危険渓流267カ所、地すべり危険箇所10カ所の計587カ所を土砂災害警戒区域、これが議員御案内の、いわゆるイエローゾーンの指定でございます。御指摘のとおり、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定は本市にはございません。

土砂災害警戒区域に関して、防府市地域防災計画では、本編の第2編「災害予防計画」の第4章「自然災害に強い市域の形成」の第2節「災害危険区域の設定」の第2項「危険区域の設定」におきまして、「土砂災害警戒区域」を法に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められる

土地の区域で、土砂被害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域といたしまして、急傾斜地、土石流、地すべり区域の「設定の基準」を定めております。

また、先ほどの指定された市内587カ所の土砂災害警戒箇所につきましては、既に防府市地域防災計画の資料編の「土砂災害警戒区域の指定箇所一覧」で、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの危険箇所をすべて掲載し、警戒・避難等の災害予防に努めているところでございます。

土砂災害防止法による指定を受けた場合の土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備でございますが、同法第7条第1項及び第2項では、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集と伝達、予報又は警報の発令と伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めることとなっております。

しかしながら、防府市地域防災計画の本編、第3編「災害応急対策計画」の第5章「避難計画」の第3節「急傾斜地避難対策」では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、危険防止工事が完了するなど、危険が排除されるまでの間について、急傾斜地の避難対策を整備しているところでございます。

したがって、今後、既に整備をしている項目に、土砂災害防止法に基づく「急傾斜地」「土石流」及び「地すべり」についての総合的な警戒避難体制を追加検討したいと考えておるところであります。

また、同じく法第7条第3項の「住民への周知の徹底」につきましては、県が平成17年5月に「土砂災害危険箇所マップ」を作成し、公表しておりますが、今後、該当する地域の各世帯への土砂災害ハザードマップ等の配布や、地域の特性に応じた適切な方法による周知についても、各関係部署及び関係機関と検討してまいります。

なお、指定された「土砂災害警戒区域」にお住まいの皆様は、大雨等により、いつ起こるかもしれない災害に対し不安を感じておられると思いますので、市といたしましても、市民の皆様の安心・安全を第一に考え、的確な避難態勢がとれるよう、防災体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の佐波川堤防の洪水に対する安全性についての御質問にお答えいたします。

1級河川佐波川は、本市の中央部を東北から南西に流下し、その潤沢な水源は広大な防府平野の穀倉地帯をはぐくみ、市民生活や産業活動を支えてきましたが、その一方では、豪雨などの自然災害により、多くの被害をもたらしてきたのも事実でございます。

このため、国土交通省では、災害に強い安全で安心な川づくりを進めるため、「治水」「利水」「環境」の観点から、順次計画的な整備が進められております。特に、「治水」

については、市民の生命や財産を守る上で最優先で取り組むべき施策として、近年では大崎橋付近左岸側の引堤工事をはじめとして、上右田堰、通称新峪堰などの整備が行われ、現在は奈美地区において右岸側堤防の整備が鋭意進められておりまして、完成後には中央橋下流の右岸側堤防の整備に着手される予定と伺っております。

さて、議員御質問の佐波川における安全度の計量値についてでございますが、国土交通省では、佐波川の基本方針の中で、新橋地点での計画流量を100年に1度の確率規模により、河道通過流量として毎秒2,900立方メートルと設定されております。

しかしながら、現状では堰や支川流入部の開口などの要因によりまして、洪水時に安全に流れる流量は、河口から上右田堰までが計画の3分の2程度、上右田堰から上流の久兼川流入部までが計画の3分の1程度となるなど、流下能力に不足が生じることで、浸水被害が発生するおそれがあると伺っております。

このことから、議員御指摘の河道内の堆積土砂や繁茂樹木について、流下能力の低下につながることでありますので、これらの撤去について、私も再三、国にお願いをしているところでありますが、昨年度には本橋下流約2キロメートル区間の繁茂樹木の伐採が行われ、感謝いたしているところでございます。

また、国土交通省では、その他の箇所についても、今後の河川堤防の整備にあわせ、環境との調和に配慮しながら、随時伐採を行っていくとされておりまして、堆積土砂の処理についても、平成18年度策定の佐波川水系河川整備基本方針に基づき、今年度に公表予定の佐波川水系河川整備計画に具体的な内容が盛り込まれると伺っております。

今後とも、安心・安全なまちづくりの推進に向け、佐波川の早期整備や適正な維持管理が図られるよう、引き続き国土交通省に対し、要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、3点目の交通安全対策についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のように、夜間ランニングやウォーキングをされる市民の皆様がいらっしゃることはよく存じております。夕暮れどきや相手が見えにくくなる夜間は、歩行者や自転車乗用者の交通事故が多発する傾向にありまして、交通安全対策の重要性を改めて感じるところでございます。

しかし、交通事故を起こさない、また事故に遭わないためには、常日ごろから交通安全に対する意識を持って行動することが大切でございます。

そこで、防府市では、防府市安全会議や防府警察署、防府交通安全協会などと連携し、これまでも交通安全キャンペーンや交通教室、講習会等の会場で、参加者の皆様に反射シール、腕や足に巻きつける形状の反射バンド、反射たすき及び自転車のリフレクター等

をお配りし、啓発にも努めてまいりました。

市といたしましては、市民の皆様は、夜間に限らず、早朝や夕暮れどきに外出する場合も含め、明るく目立ちやすい色合いの服装や夜光反射材を身につけ、自分の存在が目立つよう心がけていただくことが特に必要と考えております。

このような観点から、今後とも夜光反射材を装備することにつきまして、交通安全キャンペーンや広報等を通しまして推奨し、市民の皆様の安全確保を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、大きな質問の2点目の索道事業についてお答えをいたします。

大平山索道は、御存じのとおり、昭和34年に開業し、本年3月、50周年を迎えました。この間、200万人を超える利用者をお迎えするなど、防府市有数の集客施設、観光施設として、市民の皆様や観光客に親しまれてまいりました。近年、利用者が減少してきておりましたが、昨年来、種々の乗客増加対策を実施してきておりまして、大きく改善が図られているところでございます。

昨年度は、例年行っておりますつつじまつりや観月会などのイベントに加えまして、開業50周年記念事業として、バースデー割引制度や写真コンテスト、記念イベント、市民記念植樹などを実施いたしました。また、夜間納涼運転を充実、拡大し、利用者の増加を図ってまいりました。さらに、8月には周南市との観光振興協定を締結しまして、記念式典を大平山山頂で行うとともに、徳山動物園との相互割引を開始いたしました。

PRにつきましては、種々のイベントでのPRチラシの配布や、自動車での登山者に対する山頂からのロープウェイ利用促進PR、市広報車などによる広報、マスコミなどへの積極的な情報提供を行ってまいりました。

これらの結果、昨年度は一昨年度に比べ、利用者数が40%、運賃収入が30%、それぞれ増加するなど、利用状況は大きく改善されてきているところでございます。中でも、徳山動物園との相互割引は、初めて実施いたしました昨年度は2,239人の利用があったところではありますが、本年度は4月、5月の2カ月間でこれを上回る2,499人の利用があるなど、利用者の増加に大きく寄与しているところでございます。

利用者につきましては、本年度に入りましても増加しており、本年は利用者の多いつつじまつり最後の土曜、日曜日が強風などで運休というようなマイナス要因がございましたが、それにもかかわらず、5月末までの前年度比で利用者が30%、運賃収入が26%増加するなど、引き続き好調を維持しているところでございます。

今後の見通しと改善計画でございますが、経費の削減につきましては安全管理面から限界に近づいておりますので、改善対策は乗客の増加対策を中心に進めていきたいと考えて

おります。

内容につきましては、現在行っております集客イベントや夜間運転の拡充、県内外へのPRの拡大を引き続き図るとともに、山頂公園などの整備充実、ツツジ以外でも集客できるような整備の検討を行い、誘客を図ってまいりたいと考えております。

大平山は防府市のシンボルでございます。これにかかるロープウェイは、本市有数の観光施設、集客施設でありまして、市民の福祉の増進にも資する施設でございますので、今後も安全管理を第一に考えながら、利用者の増加対策を柱として経営改善を図り、皆様に愛されるロープウェイであり続けるよう努力してまいりたいと思っておりますので、お力添えのほどお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 答弁ありがとうございました。再質問を隨時やっていきたいと思っております。

まず、土砂災害ですけども、イエローゾーンの指定が合計で587カ所という御答弁がありました。レッドゾーンはないということです。イエローゾーンの対象世帯数と対象者の数を教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） まことに申しわけございませんが、今ちょっと調べておりません。何かまた調べて、御報告させていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 調べてないというのはどういうことですか。イエローゾーンの指定はされたんでしょう。そこに何戸あるかというのは、調べんでもわかるんじゃないですか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 私の家の前も警戒区域になっておりますが、山自体が斜線が引いてあるわけです。そして、私の家は区域に入っていないんです。ですから、実態として、傾斜地等にはずっと斜線等がやっておりますが、それがどこまで要するに地すべりで崩壊云々かというので、区域内に入っている家というのはすごく少ないと思うんですが、影響のあるところはやはり実態の500何カ所、このぐらいが影響があるところですので、その辺をやらないと、かなり難しいのではないかな、そのように思っております。

ということで、総務部も河川のほうも、実態として調べにくいという側面もあるということも御承知おき願いたいと思っておりますが、影響があるところについては、各地域にはお知

らせもしてきまして、やはり世帯数の把握というものは今後も努めていくように努力したいと思います。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） イエローゾーンに指定をされたら、私の家はどっちに入っているかといったときに 市民がですよ、わかりませんよね。それは、市が、行政から、あなたの家はイエローゾーンにありますということが連絡がいかんと、わからないんですよ。ということは、市は入っている各家庭に、全部あなたはこういうところに入っていますというのを知らせる義務があると思うんですよ。それが戸数がわからんじゃ、どうやって知らせるんですか。それはおかしいですよ。お願いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 確かに、御指摘のとおりでございます。その区域を、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、今後、土砂災害ハザードマップ、これを作成をいたしますので、その中で把握をして、なおかつ今度は的確な避難体制がとれるということの作業に入っていくということでございますので、今現在、先ほど申しましたように、ちょっとその辺の詳細の把握についてはできていないということも現状でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） これ以上、質問をちょっとしにくくなったんですが、今月は土砂災害防止月間ですよ。ぜひとも、そこらを早くやってください。ちょっと質問の内容を変えていかにゃいかんですね。

私の家に、平成17年に各家庭に配布された防府市土砂災害危険箇所マップというのがあります。ここで、例えば西浦地区であれば、避難場所は2カ所になっております。うち西浦公民館もその中ですが、これは地すべり危険箇所になっています。このエリアがそのまま土砂災害警戒区域、先ほど言ったイエローゾーンに指定されたのであれば、危険区域の中に避難場所があるということになるんですが、これはどうですかね。イエローゾーンの中に避難場所が市内で何カ所あるんですか。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

副市長。

副市長（嘉村 悦男君） いわゆるイエローゾーン云々でございますが、20年3月に県が指定をいたしました。それを発表したわけでございますが、これに基づきまして、市のいわゆる避難所がどのようになっているのか、きちんと把握をして、これが危ない、先ほど申し上げましたハザードマップ等々も考えまして、危ないところは避難場所の変更等もやっていきたいと思いますが、これまでも急傾斜地とか、あるいは危険箇所につきましては、急傾斜地の災害を食いとめるための工事等は少しずつやってきておりますので、あわせて引き続きそういった危険、安全対策についても引き続き対応してまいりたいと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） これ以上質問しても答弁ができないと思いますので、この辺にしたいと思うんですが、土砂災害防止を所管している部門はどこですか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 全体の災害対策については総務部で対応しておりますが、今後の工事につきましては、例えば急傾斜地等々については土木都市建設部、あるいは漁港区域等に入りますれば産業振興部とか、あるいは教育施設の安全対策については教育委員会になりますが、その総括については総務部で対応しております。工事については、主に土木都市建設部が中心となりまして、対応しているという状況でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） いろいろ部門がまたがるということで、多分責任が見えないものですから、ぜひとも、これは要望しておきますけども、地域防災専門官、これを養成して、この方に情報が1つに集まるようにしていただきたいというふうに思います。そして、警戒避難体制、きっちり整備をしていただきたいということで、この項目を終わります。

次に、佐波川ですけども、私が懸念している場所は人丸橋から新橋の間の樹木の繁茂です。特に、白坂総合堰から新幹線架橋の間の樹木の繁茂、うっそうと茂っております。上流にあるのであれば、それはいいんですが、上流が危ないということであれば、下流がそういう状況ではいかんというふうに思いますね。樹木は年々生長するわけですから、さらに流下能力を低下させることは間違いありません。ぜひとも伐採してほしいということ強く要望しておるということですが、継続してほしいと思います。

それから、これはうわさですけども、河道内の樹木の伐採は愛鳥保護団体から苦情が出ているというふうに聞いておりますけども、もしそれが理由で伐採をちゅうちょしているのであれば、私は大きな問題だと思います。河川は水を安全に流す機能が求められている

わけですね。市民の生命と財産を守るための河川の機能は、保全しなければなりません。佐波川の流下能力が十分であればいいんですけども、先ほどの答弁ではまだ危ないように受け取れましたので、流下能力を下げる要因は1つずつつぶしていくということをぜひともお願いしたいと思います。

それから、避難勧告や避難警報、これについて質問したいと思うんですけども、勧告や警報を発動するには、佐波川の水位と流域に降っている雨の量をタイムリーに入手する必要があると思うんですが、どこの部門がどこで計測しているんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今、佐波川の避難勧告の水準と、またそれをどういう方法で市に伝達されておるかということでございます。

実は、佐波川の避難判断水位につきましては、新橋にて水位計が設置してございます。この水位によりまして、判断水位が決定され、その情報が国のほうから市に伝わってくるというような状況でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 国土交通省から防府市に入ってくると、避難勧告や警報を発動するのは国土交通省ですか、防府市ですか、どちらでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 情報を得た市の防災対策本部が、避難勧告や避難指示というようなものを発するというところであります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） では、避難勧告の発動の基準、それから避難警報の発動の基準というのは、ちゃんとしたものがあるんですか、その都度つくるんですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 佐波川に限ってでございますが、佐波川の警戒水位が新橋の水位観測所で定められている判断危険水位というのがございます。これが4メートル60というふうに設定されておるわけございまして、これに至る1時間前を想定いたしまして、約4.28メートルでございますが、約4メートル20になった時点で国のほうが避難情報を発するというふうになっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 私の質問は、警報の判断基準がきちりあるのかという質問ですが、それはあると判断していいのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 国交省のほうで、佐波川につきましては避難勧告基準といいますが、これを定めておられるということでございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 先ほど、避難勧告、それから避難警報は防府市が発動すると言われたんですけど、防府市に判断基準がないとおかしいと思うんですが、それがあのかないのかということです。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 国のほうから避難勧告判断の水位を超えたという報告が市のほうに入るということをもって、市のほうで判断して、勧告なりを出していくということになります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） もうこれでやめます。

次に、交通安全ですけども、長野県のホームページを見ましたら、平成20年の歩行者の交通事故死者数30人、うち夜間の歩行者が23人亡くなっております。この23人すべて、反射材などの光るものは身につけておられませんでした。もし、反射材をつけておったらと思うと、非常に残念だというふうに思います。山口県のホームページを見ますと、標語が載っていますね。「夜歩きは万歩計より反射材」という標語が載っています。万歩計では命は守れません。

ちなみに、ちょっと参考までに、御存じとは思いますが、ヘッドライトを下向きでドライバーが認知できる距離、黒っぽい服であれば26メートル、白っぽい服で38メートルですね。反射材をつけていますと、57メートルで確認できます。60キロ走行の車が何か危険物を見つけて急ブレーキを踏む、停止できる距離が44メートルです。白っぽい服でも間に合わないんですね。いかに反射材が大事かというのはわかっていただけるかなと思います。参考までにしゃべってみました。

市にとって、市民は家族ですね。その家族の何人かが、いや、大多数かもしれない、危険な行動をしているわけです。それを見て、けがをしようが死のうが、それはおまえら、めいめいのことよと思うかどうか、私はそうじゃないと思うんですね。危険な行動をしているのであれば、それはやっちゃんかんという教育をまずすると。これは、夜、反射材を

つけずに歩いたら、あなたは違反をしているんですよ、ルールはないから違反ではないんですが、非常に危険ですよということを知らしめる必要がある。

ルール違反ですよと言うためには、何らかの条例なり、そういったものが必要ではないかなというふうに私は思うわけですが、インターネットでこういう条例があるかどうか調べてみますと、北海道条例に反射材をつけなさいというのがありますね。もちろん罰則規定はないんですけども、こういった条例が北海道条例にあります。ほかの市町村にもあるようですが、条例制定について、制定する意思があるかないか、もし答弁できたらお願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も勉強不足で、そのような条例があるということさえ知りませんでした。ただ、あるということをお聞きし、今、お教えいただきましたので、早速よく調べまして、交通安全協会や防府署ともよく相談をして、市民の安全確保の観点から、そのような条例が必要であるという判断が恐らくされてくるのではないかと思いますので、前向きに取り組んでいきたいと、このように思っております。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） ぜひとも、よろしくお願いします。

続いて、索道事業についてですけども、今の御答弁を聞いておって、本当によくやっておると、感覚的には高く評価をしたいというふうに思いますけども、もろ手を挙げて絶賛ができない。なぜなら、私にそういった評価をできる基準がないからですね。

ことし1月、超党派で、地方議員のための新地方公会計改革のセミナーを受けました。平成20年度決算審査で、習ったことを活用したいというふうに思いますけども、財務部は昨年8月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これを受けて、平成19年度決算に基づく暫定値を公表しています。索道事業は黒字のため比率なし、すなわち健全としております。収入不足額をすべて一般会計から繰り入れていきますので、赤字が当然ないわけですし、それでもって健全とはちょっと私は言いがたいものですが、財務部長、そこらの見解はどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 健全化判断比率で、一般会計から繰り入れしておりますので、これについては比率なしということで報告させていただいております。これについては、国の基準でこれをやっておりますので、これについては私どもから云々というものはないと思っております。これ以外に、いろいろまた例えばほかの会計も、こういった一般会計で繰り入れて黒というのかなりございます。これについては、申しましたように

国の基準ということで、この辺は御容赦いただきたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 非常に苦しい答弁をさせまして、すみませんでした。

やっぱりこのような経営指標では、悪さが見えないんですよ。経営努力してもせんでも、同じなんですよ。それじゃ、本当にやっている人がかわいそうですよ。一生懸命やっている人は、もっと評価してもらいたいと思うんですね。一般会計からの繰入基準を設定して、経営の健全性が見えるようなものにする、これは防府市独自でいいんですから、こういうものをつくってもらいたいというふうに思います。

それには、もちろん利用者数も、それから索道事業は教育的な目的も持っていますので、児童・生徒の利用者数もあわせて指標としてとらえて、そういった経営が見えるように、ぜひとも庁内で調整していただきたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

先人たちが建設し、維持管理した貴重な施設です。施設といえども、私は命が宿っていると思っています。その命を守るのは現役の私たちの役割でありまして、経営目標を明確にして、健全な経営をしてほしいということを要望して、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、学校教育について、教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 通学区域についての御質問にお答えいたします。

現在の通学区域は、昭和29年度に施行された「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」をもとに指定されており、その後、小・中学校の新設等による変遷を経て、現在に至っています。

一方、「防府市立小・中学校学区外就学取扱要領」に基づき、学期途中の転居や児童・生徒の実情に配慮し、就学学校の指定変更の承認を行うなど、弾力的な運用にも努めているところでございます。

通学区域の指定の際には、学校教育法施行規則や義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等による国の学校設置基準及び適正な学校規模の条件に基づき、教育委員会において、学校規模、通学距離、地域性、地理的状况、保護者の要望などを考慮しております。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令では、通学距離は小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内とされ、市内の学校はおおむねこの範囲内にあります。

しかし、この通学区域については、学校への最短距離をもとに定められたものではないことから、議員御指摘のとおり、近くに学校がありながら、別の学校に通学しなくてはならない場合も生じています。特に、通学区域の境界の地域においてはこのような問題が生

じており、通学区域の弾力化は検討すべき事項であると考えております。

教育委員会といたしましては、本年7月に、学識経験者、小・中学校校長、児童・生徒の保護者、自治会関係者等で構成する防府市立小・中学校教育検討委員会を設置し、この中で本市の実情に合った理想的な学校のあり方について検討を行い、児童・生徒数の減少による学校規模の適正化の問題、交通環境や教育環境の変化等に対応するための通学区域の弾力化等を含めて、よりよい教育環境の整備に向けて取り組みを進めていくこととしております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 国衛一丁目のある地点から学校区になっています松崎小学校までの距離と、それから勝間小学校、目の前にある勝間小学校までの距離を車ではかってみました。車ですから100メートル単位しか出ないんですけども、勝間小学校までは100メートルです。それから、松崎小学校までは1.2キロでした。何と1.2倍です。格差というかどうかは別にして、1.2倍の差がありました。確かに、通学で体力は向上するかもしれませんが、交通事故に遭う危険性、それから事件に巻き込まれる危険性、これはやっぱり1.2倍高いんですよ。これについて、どう思われますか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私も、地図上でございますけど、距離につきまして、確かに勝間小学校と境界区にある者については200メートルと1.2キロという格好になっております。通学の指定につきましては、先ほどお答え申しましたように、学校規模や通学距離などを勘案して決めているわけでございますけど、確かに、最短距離をもとに定められていないために、こういう問題が生じているということは確かに言えます。

しかしながら、通学につきましては、歴史的背景もございまして、また自治会単位で決めているということもございまして、このあたりを勘案しながら、現在、設置をしようとしている検討委員会の中で、弾力化について考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、藤本議員。

23番（藤本 和久君） 検討委員会で検討することなので、これ以上の質問はしませんけども、自治会とのつながりがあるというふうに言われました。小学校は確かにそうですね。しかし、中学校は、そのまま自治会が上がっている中学校もあるのはありますが、二、三の自治会が集まった中学校の学校区になっている。これは自治会とのつながりは非

常に希薄になっているんですね。ですから、自治会とのつながりを強調するのであれば、中学校も同じようにつくらんにゃいかなというふうに、私、個人的には思います。

先ほど、学校選択制、地域を限られた学校選択制も考慮するという事なので、ぜひとも検討してほしいと思うのですが、この中に、先ほど言ったような格差があるというのは、きっちり事実を伝えて、その上で判断をしてもらいたいんですね。保護者が遠いところを選ぶ、それは自由ですよ。しかし、選ぶ権利が今はないわけですね。1.2倍危険なところに行っているわけですから、そこらではぜひとも調整してもらいたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、23番、藤本議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に続き一般質問でございます。次は、18番、青木議員。

〔18番 青木 明夫君 登壇〕

18番（青木 明夫君） 民主・連合の会、青木でございます。3月に続いて、2度目の質問をさせていただきます。

民主党は、鳩山代表、岡田幹事長人事が決まり、総選挙モードに入りましたが、麻生総理は9月10日の任期満了まで引き延ばし、解散をしないのではないかと、このようなムードに今なっておりますが、今まさしく必要なのは国民の真意を問うことだと思っております。恐らく、総選挙の結果は、民主党を軸とした連立内閣の誕生になると確信しております。

そのようなことを踏まえ、同じ志を持つ山口市、周南市、防府市選出の県議3名と市議7名で、1カ月に1度、情報交換を兼ねた勉強会を4月から始めました。勉強会の最初のテーマとして、民主党が政策としております地域主権の徹底とコミュニティの再生の中で、国から地方への補助金を原則廃止し、地方が自由に使える一括交付金を創造する、いわゆる脱陳情型政治の実現になるわけですが、この一括交付金についての内容検討、また人口60万人規模、山口市、周南市、防府市、宇部市を見据えた交流産業の育成検討、この2点を勉強会最初のテーマとしてスタートいたしました。また、防府、山口、周南市議会の情報交換もしてまいります。

今、防府でも自治基本条例が上程されておりますが、その解説の中で、議会基本条例の策定がうたわれております。山口市議会では、3月議会で、山口市議会基本条例が承認されております。そのほかに、学校給食、民間委託に関する件、阿東町合併問題に関する件等が検討されているようでございます。

周南市議会は、議員定数を34議席から30議席にとか、現在5カ所の給食センターを13カ所に増設する案、また国道2号線拡幅工事が進んでおりますが、2号線沿いに2カ所の道の駅をPFI方式で新築する案等が検討されているようでございます。

これからも、それぞれの市議会で役に立つ情報があれば、この場で紹介をさせていただきたいと考えております。本日の一般質問にも、山口市議会、周南市議会の情報や数字を比較しながら、質問をさせていただきたいと思っております。

私は、大学では食品栄養学科を専攻し、現在に至るまで食にかかわる仕事をしてまいりました。具体的には、病院給食の委託業務、婦人学級の料理指導、レストラン経営、調理器具の開発、販売等をやってまいりました。そのような体験や経験に基づきながら、食育をテーマにした質問と、前回に続いて定額給付金についての一般質問をさせていただきま

す。

食育基本法が制定されて4年目を迎えます。そして、今月、6月は食育月間でもあります。食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を目指して定められたものです。食育基本法では、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけています。確かに、人は食べなければ生きていけません。食べることで成長し、活動し、考え、遊び、働き、また新たな命を産み出すことができます。食べることは生きることと同じことでございます。

本来、人が何を食べるのか、どのように食べるのか、これは一人ひとりの自由であり、個別のものであります。食事内容を法律や制度で決めることはできません。極めて個人的な行為である食が公教育の対象とされることに、違和感を覚える人もいるでしょう。しかし、食は個人の生活、健康のみならず、医療、経済、環境など、社会的な問題とも直結しています。また、食文化の伝達に公的な取り組みが求められるほど、現在の食生活のありようが多様化し、さまざまな問題を生み出していることも事実でございます。

食育基本法には、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身思考や新たな食の安全上の問題、食の海外への依存の問題といった食の危機が並べられています。現在、崩れつつあると言われるいわゆる日本型食生活は、日本の風土とも密接にかかわっています。日本列島のそれぞれの地域では、長い時間をかけて、海のもの、山のもの、里のもの、田畑の作物を食卓に取り込んで、独自で多彩な食文化を築いてきました。

また、水が豊かで暖かな土地を中心に稲作が盛んに行われ、米は単なる食料以上の重要な役割を果たしてきました。御飯を主食に、しょうゆ、みそ、だしなどで調味された副食を組み合わせた日本の食文化は、歴史と環境によって選び抜かれてきた食料生産と消費のあり方と言えます。

そのような食文化、食生活が失われつつあり、健康や環境にも影響があらわれている今、学校給食にはそれらを伝える食育の担い手としての役割が大きく求められています。学校での給食の時間は1日に45分、年間180回を超えております。給食はほぼ毎日位置づけられており、給食指導は食育の重要な指導場面であることも確かでございます。

食料自給率が低い日本、カロリーベースで40%では、今、田畑が荒れ、農家は高齢化し、地域社会が崩壊しつつあります。それは、日本人が余りにも食をないがしろにし、国産ではなく輸入食品をたくさん食べてきた結果です。何を食べるかによって、社会は変わり、自然環境も変わります。農薬や化学肥料などに極力頼らず、地域の資源を使って栽培された農産物を食べることで、地域の農業を守り、食料自給率を引き上げ、生物多様性といった自然環境を維持することができるわけです。

食は、自然の中で人が手をかけて生産し、それを加工し、料理して口に入ります。食料生産の場は都市ではなく、農村、山村、漁村であり、そこに暮らす人々が伝統的な知恵や技術を生かしてはぐくんだものです。農山漁村には、しょうゆやみそ、豆腐や漬物、干物といった加工食、保存食の技術があり、おいしく安全に栄養豊かな料理に仕上げる調理技術もあります。安いからと輸入食品に依存し、いつでも食べたいからと旬を忘れ、簡便に食べたいからと加工食品を求めるような風潮の中で、食が持っていた、つくる人と食べる人の顔の見える関係が薄れ、生産や調理の知恵と技術が忘れられつつあります。

食の安全や信頼を揺るがす事件が多発するのは、食を工業製品のように考え、食が命の基本であり、自然環境や人と人とのかわりつと切り離せないことを見失ったせいではないでしょうか。

食育とは、食が自分の命を守るものであるとともに、日々の食がたくさんの人の手を通して、農山漁村の地域社会や自然環境とつながっていることを、感性、知識、経験を通じて身につけるものだと考えます。食育の推進には、保護者や地域住民との協力体制が欠かせません。地域ぐるみで取り組むことによって、より大きな成果が期待できるものがございます。

食育は、いつでもどこでもみんなで取り組むことが求められる課題であることは間違いありません。食育の視点より学校給食を考え、また食料自給率を考えて、本日の質問をさせていただきます。

まず最初に、就学援助費のきめ細やかな対応について、最初にお伺いいたします。

100年に1度の世界不況と言われておりますが、防府市もまさにその渦中にあると思います。派遣社員等の雇用問題、労働時間短縮等による給与問題、さまざまな形での収入減が考えられます。去年の9月、リーマン・ショック以降、このような状況が急激に進んでおります。

就学援助費の申請は、前年度の収入により認められるものでございますが、社会の情勢を見て判断していただきたい。昨年度の防府市就学援助費支給者は、小・中学校合わせて約2,100名、山口市は約4,000名、ただしこれは山口方式と呼ばれるものでございます。周南市約2,100名、防府市と同数になっております。就学援助費の支給条件は、生活保護費の1.3倍以下の所得と制限されております。今年度の申請者数の増減はどのようになっているか、お答えいただきたいと思います。社会情勢に適應した対策があれば、お聞かせください。

2点目として、小・中学校給食費未納問題についてお伺いいたします。

全国の小学校で、2005年度、給食費の滞納額が計22億2,963万円に上がり、滞納者総数は全体の1%に当たる9万8,993人、金額にして0.5%であったことが文科省の実態調査でわかりました。その滞納の理由も、6割が保護者の責任感や規範意識の欠落によるものと考えられるというふうに、先日、毎日新聞の記事で、鳥取市の小・中学校、2005年、2006年度に未納になった給食費計約780万円が、校長や教員の個人負担やPTA会費で立てかえられたままになっている。2007年度以降の未納分を一般会計で補てんすることにしたが、2005、2006年度分は措置しない方針、このため改善を求める声が上がリ、市教委は2007年度分以降について、督促に応じない未納者に簡易裁判所に督促を申し立てたり、悪質なケースでは債権差し押さえ命令を地裁に申し立てるなど、収納率アップに向け対応を厳しくした、このような記事がありました。

だれかが立てかえるようなことは、絶対にあってはならないことと思います。防府市の現状、増加傾向の有無、また身勝手に悪質と思われる保護者への対応をお聞きいたします。

3点目に、食育推進計画について、防府市の取り組みをお伺いいたします。

食育推進基本計画が、2006年3月に作成されております。基本計画では、7つの基本方針と9つの数値目標を定めており、家庭、学校、保育所、地域社会のさまざまな分野において、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、多様な主体が取り組む国民運動としております。この基本計画では、子どもへの食育に焦点が置かれ、保護者や教育関係者の役割が書かれているとともに、栄養教諭に大きな役割が課せられています。国の基本計画では、2010年度までに、すべての都道府県と50%以上の市町村が食育推進計画を

策定するように求めております。防府市における栄養教諭の現状、食育推進計画の対応をお聞きいたします。

4点目に、先ほど原田議員も質問がありましたが、学校給食についてお伺いをいたします。

最初に、地産地消、食料自給率、地場産食材の利用状況と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

日本の食料自給率は、カロリーベースでここ6年間連続して40%です。イギリスの食料自給率が低いと言われておりますが、それでも75%をキープしております。ちなみに、アメリカ119%、フランス170%、これらの数字から見ると、日本の40%、これはまさに世界の非常識以外の何物でもありません。

国の食料自給率を、平成27年度には45%を数値目標に定めております。地産地消が言われておりますが、食の安全、地球温暖化等の面を考え、生産者との連携を密に図っていくことも大切なことと感じております。防府市での学校給食での地場産食材の利用状況と生産者との連携、今後、防府市としての目標数値等があれば、お聞かせください。

2番目として、食農、食魚、食肉、食酪、そしてバーチャルウォーター（仮想水）への取り組みについてお伺いをいたします。

食農とは、子どもたちが野菜や米をつくり、調理して、それを食する、生産、調理、そして食べる子どもたち、この流れは食育の原点と思います。同じことが、食魚、食肉、食酪、食すべてに言えることと思います。農産業、水産漁業、食肉、酪農、生産場面、調理場を食育として、どのような取り組みをしているのか、お聞きいたします。

また、最近、バーチャルウォーター、仮想水なる言葉が使われるようになりました。食料自給率の低い日本は、水の輸入大国でもあります。農畜産物を海外に依存していますが、その生育には水はつきものです。肉を1トン生育するのに、50トンの飼料が必要と言われております。水の総輸入量は年間640億立米と言われております。この数字は、日本での食料生産に使用される水に匹敵するそうです。食育の中で、防府市はこのような問題にどのような取り組みをしているのか、お聞かせください。

3点目に、小学校給食の完全米飯化についてお伺いいたします。

米の消費量は、1962年度、国民1人当たり118キログラムをピークに減り続け、2006年度には61キログラムと、ほぼ半分になりました。まさしく食は洋風化し、粉食の普及によるものです。完全米飯化にすることは、食料自給率を向上させることにもつながります。新聞記事に、完全米飯で非行が減った、正しい食生活が子供の心を安定させることを実感したという長野県の事例もあります。防府市も週3回の米飯が実施されてい

ますが、完全米飯化についての可能性をお聞きします。

パンの納入業者が御飯も納入する今のスタイルが、今後続くのかもあわせてお聞きいたします。

4点目として、民間委託、市場原理の導入による地域経済の活性化についてお伺いいたします。

行財政改革の一環として、学校給食の民間委託がなされていると思いますが、財政圧縮だけが先行しているように感じます。市場原理、競争原理の導入になるわけですが、山口市では民間委託が1年先送りになりました。理由は、地元業者での委託先が見つからなかったことも理由の1つだと聞いております。地元業者に委託することが地域経済の活性化につながると思いますが、事情をお聞きいたします。

食育というソフト部分について、民間委託業者との間に取り決めのようなものがあるのか、お聞きいたします。

5点目に、食物アレルギー対応についてお伺いいたします。

食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の子どもが増えています。アレルギー疾患に関する調査研究報告書によると、食物アレルギーを持つ児童生徒は全国で2.6%という結果が報告されております。防府市の学校給食の対応方法として、原因食材を抜く除去がなされていると聞いておりますが、ほかにも対応として、別の料理を準備する代替もあります。食物アレルギーを持つ子供の人数、原因食材、アレルゲンについての現状、そして安全対策をお聞きいたします。今後の食物アレルギー対応について、防府市の対策があれば、お聞かせください。

6点目として、食文化、地域の伝統食、郷土料理についてお伺いいたします。

学校給食は、やり方次第で、生きる力を子どもたちに伝えることが可能ですし、また伝えなければなりません。学校給食は、センター化、パート化、民間委託化、加工食品依存化が進んでおりますが、このような学校給食の合理化は、つくり手の技術と経験に根差した愛情や食文化を目に見えないものと切り捨ててしまい、食をないがしろにする大人を増やすことにつながりかねないと思います。地域の食文化、伝統食、郷土料理への取り組みがあれば、お聞きいたします。

5点目として、食育をテーマにして、学校教育、家庭教育、地域における社会教育の連携についてお伺いします。

私は、中学校のPTA会長を2年、高校のPTA会長を3年、務めさせていただいたときに感じたことですが、教育は学校教育がすべてだと思っており、教育は学校任せ、先生任せと考えている保護者が大多数を占めているのではないかと、このような懸念を持ちまし

た。教育には、学校教育、家庭教育、地域における社会教育があります。それぞれの教育の定義づけとか位置づけが必要ではないかと強く感じておりました。

学校教育では、知育、徳育、体育、これが教育の原点になっておりますが、これらを家庭教育へ、社会教育へ、統一テーマとして何かを提案するのは大変難しいと感じておりました。食育に関しては、人間だれしも食なくしては生きていけません。食育こそ、家庭と社会を連携させるキーワードと思いますが、家庭教育、地域における社会教育に対してのお考えがあれば、お聞きをいたします。

前回、一般質問に続きまして、定額給付金についてお伺いをいたします。

定額給付金の進捗状況についてお伺いします。

先日、5月市長定例記者会見報告事項概要で、5月21日現在、対象世帯数5万3,000世帯の88%の申請を受理したとありましたが、現時点での申請のパーセンテージをお聞きいたします。

前回の一般質問でも、できるだけきめ細やかな優しさのある対応を要望しましたが、東京23区では申請書が8万通、届いていないそうでございます。防府市の現状をお聞きいたします。

申請締め切りにはまだ時間の余裕がありますが、申請のおくれている世帯について、いつ、どのような方法で対応されるのか、お聞きいたします。

平成21年度補正予算計上額1兆円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要が発表されました。事業例として、安心・安全の実現、その項目の中にDV ドメスティック・バイオレンス被害者への定額給付金相当額の支給という項目もあります。前回は質問いたしました。ヒアリング段階で住民票の届け出が必要である、届け出を果たさない人への対応は考えていないとのことでしたが、今、社会問題、裁判訴訟にまでなっているこのドメスティック・バイオレンス被害者の問題に、防府市はどのように対応されるのか、改めてお聞きをいたします。

2点目に、プレミアム付き商品券1万8,000セットの販売状況、よその市における詐欺的行為についてお伺いをいたします。

防府市がプレミアム部分1,800万円を税金負担した地域商品券について、商工会議所は再度申し込み受け付けを6月20日まで延長して、7,000セットの申し込みとしていますが、現時点の販売状況をお聞かせください。

そして、商品券が売れ残ったとき、プレミアム部分の金額の取り扱いについてお聞きいたします。

働かずとも、地域商品券、抜け穴でぼろもうけ方法というのが、ほかの自治体では発生

しているようです。例えば、市民として10万円分商品券を購入します。これには10%のプレミアムがつきますから、実質11万円、その購入した地域商品券に店の判こを押して、数日後に会議所の事務局へ持ち込むと、11万円が返ってくる仕組みでございます。簡単に言えば、商店主自身で自分の店でみずから購入したことにして、換金できるということでございます。

このような、税金でもうけているやからがいるというのは、インターネットで何件か紹介されております。

私も、人間は生まれながらにして善人である性善説を信じておりますが、仮にもしも防府市でこの制度を悪用して利ざやを稼ぐ不心得者があらわれたとき、まさにこれは詐欺的行為だと思いますし、利ざやは税金そのものですが、防府市でこのようなことが発覚したときの対応をお聞きします。

1人3セットまでと限定されておりますが、チェックはきちんとなされているのか、お聞きいたします。防府市民以外の申し込みについて、現状をお聞きいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、定額給付金についての御質問にお答えいたします。

まず、定額給付金の進捗状況についてのお尋ねでございますが、定額給付金の申請は6月12日現在で、対象世帯数5万2,905世帯のうち、5月25日から開始した窓口現金給付の申請件数548世帯を加えて4万8,955世帯、約92.53%の申請を受理しております。このうち給付及び給付の手続が完了しておりますのは4万8,560世帯で、その総額は17億3,049万6,000円となっております。

次に、まだ定額給付金の申請のない世帯への対応でございますが、6月12日現在で約3,450世帯の申請が出ておりません。したがって、市広報、消防本部につけております電光掲示板、あるいはケーブルテレビ等で申請を促すこととしておりまして、さらに申請のない世帯には7月と8月の各1回、申請のお知らせ・催促をはがきで通知いたします。

定額給付金の申請期限は本年10月1日まででございますが、今後も早目の申請を呼びかけていきたいと考えております。

次に、DV被害者の対応についてでございますが、今まで定額給付金室には、市内にお住まいのDV被害者の方から、定額給付金についての御相談等は入っておりません。した

がいきまして、問題なく適正に定額給付金を受理されていると認識しております。

なお、現在のところ、本市では定額給付金にかかわる新たなDV被害者の情報は入ってきておりませんが、もしそういった方で定額給付金を受け取れない方が出た場合には、定額給付金とは別の予算で対応したいと考えております。

次に、プレミアム付き商品券販売状況、他市の自治体での詐欺的行為についての御質問にお答えいたします。

今回の「プレミアム付き市内共通券発行事業」は、防府商工会議所が1億8,000万円分に1割のプレミアムをつけた発行総額1億9,800万円の市内共通商品券を販売するもので、そのプレミアム分1,800万円を市が補助するものであります。

現時点での商品券の販売状況についてでございますが、定額給付金の給付に合わせ、4月1日から同30日まで希望者を募集いたしまして、約1万1,000セットを販売いたしました。6月20日まで2次募集といたしましたのは、当初、1万8,000セットの販売を予定していたこととあわせて、実際に定額給付金が支給され始めたのは4月下旬だったことや、市民からの要望なども配慮いたしました。2次募集の6月5日現在の応募状況は、購入希望者2,102名、6,122セットで、合わせて約1万7,000セットでございます。

また、商品券が売れ残ったときのプレミアム部分の金銭の取り扱いにつきましては、会議所は商品券の発行事業が完了したときは、市内共通商品券発行事業費補助金実績報告書を市に提出し、市はその内容について審査し、確定した補助金が概算払いにより既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させることといたしております。

次に、詐欺的行為の発覚したときの対応でございますが、本市といたしましては、市内共通商品券発行事業費補助金交付要綱の「市長が不適当と認めるとき」に該当いたしますので、事業主体である商工会議所に対し、補助金の額の確定があった後においても補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは返還を命ずることとなります。

事業主体であります商工会議所も、商品券本来の流通以外の使用などが発覚した場合、そういう行為をした事業者に対し、取扱店の登録抹消などの措置を講ずるなど、的確に対応していくことと聞いております。

1人3セットまでの数量制限のチェックにつきましては、1次募集のプレミアム付き商品券は5月、商工会議所天神ピアで引きかえをいたしました。返信はがきを確認し、引きかえいたしました。返信はがきを紛失した場合には、引きかえ者名簿と照合し、商品券受取証にサインして引きかえするなど、1人3セットまでとする制限の確認はできており

ます。

防府市民以外の申し込みについての現状でございますが、防府市以外の方も防府市内で消費していただくことにより、本市の消費拡大と地域経済の活性化につながると考え、所在地制限はいたしておりません。1次募集で約2%の状況でございます。

なお、防府市民の確認は、購入希望者の申し込みはがきによる住所で確認しております。詐欺的行為の可能性に対して、どのようなセキュリティー、チェック体制を会議所事務局へ指導されたのかという質問でございますが、販売するに当たり、市と防府商工会議所が定期的に協議を進める中で、プレミアム分は公金のため、公平が担保できるものとする、個人消費の喚起による地域経済と市内小売商業の活性化を図ることを目的としているため、多くの市内の商店及び飲食店等に商品券を取り扱ってもらうことなどを重点的に検討いたしました。

その結果、プレミアム分は公金のため、公平の観点から、申込方法を往復はがきのみといたしました。市内一斉販売に比べ事務は煩雑になりますが、この方法により、周辺地域住民への配慮、多くの方が利用できるよう1人3セット限定とする制限の確認、販売窓口にも何度も並ぶ高額購入者の未然防止、購入希望者多数の場合は抽選にすることができるなどの公平性が担保できると考えたためでございます。

議員御指摘のとおり、プレミアム20%の特典や購入数1人10セットにしている他自治体のおきまして、制限枚数以上の購入や消費を伴わない不正換金など、特典分の利益を不当に得ている者がいるなどの報道がされましたが、本市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、プレミアム分10%、1人3セットまでとし、商品券購入制限は引替者名簿との照合により確認できることなどにより、制度の悪用を未然に防ぐよう、協議、指導しております。

残余の御質問につきましては、教育次長、健康福祉部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） ありがとうございます。先ほど、東京23区では8万通、届いていないということでございますが、防府市は簡易書留で出されたようでございますが、その辺の状況は、現状はどうなっているか、お聞かせくださいませ。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 防府の現状でございますが、当初、御案内のように、簡易書留で全世帯に発送いたしました。そのうち約1,100通があてどころに尋ね当たりません、あるいは、配達の際、不在でした、あて名不完全のため配達できません等々により、今1,100通が戻ってきております、当初。それから、住所等の確認をいたしまして、

再度送付いたしまして、今現在、約500通の未到着分といたしますか、まだお配りしていない申請書を今、市のほうで保管をいたしております。

今後、これらの処理につきましては、最大限、今から住所を追っていくといたしますか、確認をしながら、この処理をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） ドメスティック・バイオレンスの被害状況は、今、防府ではないというお答えでございましたが、ぜひ、それぞれの自治会には民生委員さんだとか自治会長さんもいらっしゃいます。情報を把握しながら、ぜひ対応していただきたいと思えます。

そして、今1,100、そのうち500何通が届いているということでございますが、防府市の約5万3,000世帯への定額給付金が全世帯100%達成できる対応を要望いたします。

プレミアム付き商品券でございますけれど、セキュリティーとかいうチェック体制を会議所へどのような形で指導されたのかということも早目にお答えいただきまして、ありがとうございました。私の手元にも、今、実際10万円購入したとか、そういううわさが入ってきております。1つの世帯で何通出したとか、いらっしゃるかいらっしゃらないかわからないような名前を出して、その枚数だけ換金したとかいう話も伝わってきております。ぜひ、そのような詐欺的行為が発覚しないように、また出ないように、よろしく願いをしたいというふうに思います。

すべての人が地域商品券、本来の趣旨に従って活用すると私も信じておりますが、そのような抜け穴もたくさんあるということも指摘をさせていただいて、この質問を終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 次は、食育、学校給食について、教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私のほうからは、教育委員会所管の食育、学校給食についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の就学援助費のきめ細やかな対応についてお答えいたします。

就学援助は、学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うものでございます。

支給の可否につきましては、議員も御承知のとおり、原則前年の所得を基準に決定しており、平成20年度については、小学校では約1,400人、中学校では約700人を認定し、その保護者に総額で約1億4,900万円を支給しております。

申請者数につきましては、小・中学校合わせて、平成19年度は2,603人、平成20年度は2,433人、平成21年度は5月末現在で2,336人となっております。

御質問の中にありますように、昨年9月以降の急激な景気悪化により、収入の減少した方が就学援助費の申請をされている場合、原則的には前年の所得に基づき認定審査を行いますが、仮に認定基準を超えていた場合は、就学援助費交付要綱に定める所得以外の認定要件に照らして判断いたします。

特に、離職を余儀なくされ、再就職できない方については、離職票等の写しを手続の際に添付すれば、国民年金保険料の減免措置を受けることができると聞き及んでいます。就学援助の認定要件の1つに、国民年金法に基づいて保険料の減免措置を受けた者という要件がございますので、これに基づき認定は可能でございます。

次に、2点目の小・中学校の給食費未納についての御質問にお答えします。

小・中学校の給食費の未納状況につきましては、平成19年度は約4億7,194万円の請求金額に対し、未納額は約128万円で、未納率は0.27%となっており、平成20年度は約4億6,724万円に対し、未納額は約81万円で、未納率は0.17%となっております。2年度だけの比較ではありますが、未納についてはやや改善されているところです。

未納の保護者に対しては、各小・中学校において、電話や文書による督促のほか、状況によっては面談を行い、就学援助の申請を勧めたり、納付計画を立ててもらうなどの対応をしているところでございます。

保護者の中には、納付の改善が見られない悪質と思われる保護者がおられるのも現状であり、それに対する厳しい対応として、法的措置という手段も考えられますが、法律上の課題もありますので、今後、その方法について慎重に研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の学校給食についての御質問にお答えします。

1番目の学校給食における地場産食材の利用状況につきましては、年3回、期間を定めて調査を実施しております。地場産食材としての県産品の利用率は、平成19年度は平均35%でしたが、その後、各学校や給食センターでさまざまな取り組みを行った結果、平成20年度には平均41%となり、6ポイントの利用率の向上が図られました。

具体的な取り組みとしては、各校の栄養教諭や学校栄養職員で構成された事務連絡会で、献立原案の作成時に、JAや青果市場から地場産品の情報を得て、旬の食材の一覧表を作成し、その情報をもとに、各校において給食費の範囲内で防府産、県内産食材を優先して購入しているところです。

また、野菜だけでなく、県産の大豆「サチユタカ」を使用した豆腐や油揚げ、県産の卵を使用した卵焼き、県産の小麦を使用したしょうゆ等、地場産物を活用し、安全性を考慮した食材も購入しているところです。

さらに、学校によっては、独自に地元の生産者から直接、旬の野菜や果物を購入する取り組みを行っております。

地場産食材利用率の目標数値としては、防府市食育推進計画において、平成22年度末までに50%以上とする目標を掲げ、この目標に向けて地場産食材利用の推進を図ってまいります。

2番目の食農、食魚、食肉、食酪、バーチャルウオーターへの取り組みについてでございますが、議員御指摘のとおり、食育を生産、調理、食事の流れとしてとらえ、指導することは大切なことだと考えます。

その一つの取り組みとして、学校で児童・生徒が栽培したサツマイモやタマネギなどの野菜を収穫し、給食の食材として利用することを通して、生産や調理に携わる方々への感謝の気持ちをはぐくむことにつなげています。

しかし、食魚、食肉、食酪のように、体験を通して一連の流れを取り扱うことが難しいものについては、社会科の授業などにおいて、生産、流通、消費について、食育の観点も踏まえ指導していますが、バーチャルウオーターについては今のところ食育の中で取り扱うに至っていない状況です。

今後、バーチャルウオーターを含め、食育の指導内容の充実に向けて、教育委員会としても小・中学校への指導、支援をしていきたいと考えております。

3番目の小学校給食の完全米飯化についてでございますが、米飯給食につきましては、現在、国は米飯給食の推進において週3回以上を目標としておりますので、本市におきましても週3回以上の米飯給食を実施しているところであり、完全米飯化としていくことにつきましては、国の方針等の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

また、米飯の納入方法につきましては、今のところ変更する予定はございません。

4番目の民間委託、市場原理の導入による地域経済の活性化についてでございますが、学校給食の調理等一部業務委託につきましては、安心・安全な学校給食の実施が十分に確保できるよう、厳しい条件等を設定し、委託業者を選定しているところです。公募に当たっては市内業者にも御案内いたしましたが、結果として参加していただけなかったという状況でございます。

食育について、委託業者との間に取り決めがあるかとの御質問ですが、特に取り決めはございませんが、委託業者の調理員による積極的なあいさつや声かけなどにより、今まで

どおり児童との交流が図られております。

5番目の食物アレルギーの対応についてでございますが、現在、小学校では医師の診断書により、除去食や代替食で対応している児童が88名、弁当持参児童が1名、御飯及び代替食持参の児童が2名です。中学校では、医師の診断書により、除去食で対応している生徒が17名、原材料を記載した詳細献立に基づき、自分で除去する生徒が63名です。小・中学校合わせて171名の児童・生徒に、除去食等の対応をしております。

具体的には、生の果物は食べられないが、缶詰なら大丈夫、卵そのものは食べられないが、マヨネーズやちくわは大丈夫など、事前に保護者から綿密な聞き取り調査を行い、個別に対応しているところです。

今後とも、できるだけたくさんの食材を使用した給食が食べられるよう、保護者との連絡を密にし、献立を考えていく所存でございます。

最後に、食文化、地域の伝統食、郷土料理についてでございますが、文部科学省は毎月19日を「食育の日」と定めております。本市におきましても、毎月19日を「地場産給食の日」と設定し、児童・生徒が地元の食材を通して、地域の自然や文化、産業に関する知識を深め、生産等に携わる人々の苦労を理解し、感謝の念をはぐくむことを目的に、できるだけ多くの地場産食材を使用し、主食、主菜、副菜のそろった日本型食生活を基本に、栄養バランスのとれた献立を作成しております。

また、地元の郷土料理だけでなく、全国の郷土料理や端午の節句等の行事にちなんだ献立も取り入れ、伝統的な食文化についても知識を深めているところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） 一気にお答えいただきまして、ありがとうございました。

まず、就学援助費のことでございますけれど、行財政改革の中で歳出の圧縮は当然図っていかねばなりません。子供の教育、就学支援についてはぬくもりのある政策が必要かと思えます。ぜひ、きめ細やかな対応を要望いたします。

給食費未払いの問題ですけれど、全国平均よりもかなりいい数字で推移されていらっしゃると思います。20年度、金額に直しまして0.17%、81万1,000円ということ聞いておりますが、これは市教委なり校長先生方の、大変努力していらっしゃるたまものだと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

ちなみに、周南市の未納状況は、19年度が114万3,000円、0.2%と聞いております。ぜひ、きめ細やかな対応をしていただきたい。

それと、また周南市の情報ですけれど、21年度より、5カ所の給食センターのセン

ター長がそれぞれ給食費の回収をするそうでございます。「悪貨は良貨を駆逐する」ということわざもありますので、身勝手な親に対しては、60万円以下の支払いを求める法的手段として、簡易裁判所の少額訴訟もあります。就学援助費も活用して、未納者がなくなることを要望いたします。

それと、学校給食に関する件ですけれど、子育てや教育は未来への投資であり、お金がかかります。子供たちが大人になったとき、地域の農業や漁業、食文化や自然環境を継承し、育った地域に誇りを持てるよう、教育としての学校給食を公共的な責務として位置づけていただきたいと思います。

農林水産省は、21年度補正予算に、小・中学校の米飯増を支援する家庭用炊飯器の購入費用助成モデル事業を盛り込んでおります。予算額はおよそ10億円、1校当たりの家庭用炊飯器購入に必要な助成金額は1台当たり2万円とし、1クラスに二、三台を想定している。補正予算の国会通過後、速やかに公募し、事業をスタートさせる予定とあります。

給食の完全米飯化にもつながり、食料自給率の向上にも貢献します。各クラスへ家庭用炊飯器の導入、これはまさに食育、食農につながるのだと思います。このようなことを要望いたしまして、この質問を終わります。

議長（行重 延昭君） すみません、関連答弁がありました。健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 私からは、食育、学校給食につきまして、健康福祉部に関係する質問にお答えいたします。

まず、食育推進計画の防府市の取り組みについてでございますが、防府市では本年3月に防府市食育推進計画を策定いたしました。その中で、「健康的な生活習慣と食習慣を確立し心身の健康増進を図る」「食の体験活動、生産者との交流を促進する」「食の安心・安全と地産地消を推進する」「食文化継承のための活動を支援する」「関係者が連携した食育運動の展開を推進する」という5項目を防府市の基本方針として定めるとともに、「毎日朝食をとる児童の割合の増加」をはじめとする12の数値目標を設定いたしました。

今後は、この基本方針を柱としまして、家庭、保育所、学校、地域などが一体となり、既存の健康づくり計画との整合性を図りながら、食育を推進してまいります。

なお、御指摘のありました栄養教諭は、現在、華城小学校と小野小学校に各1名、国府中学校に1名の計3名が配置されておりますが、配置先の学校だけでなく、要請により他の学校にも随時指導に出向き、その専門性を生かし、担任や養護教諭と連携して、各教科だけでなく、給食時間や学校行事等におきましても食育を計画的、組織的に推進しております。

また、保護者にも、食育の普及、啓発、情報発信等を行っており、その食育推進にも積

極的に取り組んでおります。

次に、食育をテーマにした学校教育、家庭教育、地域における社会教育の連携についてお答えいたします。

生涯を健康で生き生きと過ごすためには、子どものころから規則正しい生活習慣と健全な食習慣を身につけることが大切です。子どもは、学校、家庭、地域の中で成長しますので、学校教育、家庭教育、社会教育において、食育を推進する必要があります。

防府市では、今年度より、食育推進計画を推進してまいります。推進委員会には、学校関係の代表者として教育委員会、幼稚園連盟、保育協会、そして家庭、保護者の代表としてはPTA連合会、また地域からは食生活改善による健康づくりに取り組まれている食生活改善推進協議会等、子どもの教育にかかわる諸団体の方々にも参加いただいております。

今後、情報や意見の交換、協議を通じまして、おのこの食育に対する考え方や取り組みを共通に認識した上で、さらに連携を深め、その教育、その役割に応じた食育を的確に推進してまいります。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） ありがとうございます。今、説明いただきましたけれど、21年3月に防府市食育推進計画が策定されております。ただ、パブリックコメントが2件というのは寂しい限りでございます。PTAをはじめ、市民の皆様へ食育の重要性を理解していただき、計画策定された防府市食育推進計画を至るところでPRしていただき、防府市民に周知させていただきたい。

また、平成22年度中に中間見直しができるようでございますが、内容を最大限に充実させていただき、防府発、特色のある防府市食育推進計画を要望いたします。

食育推進計画では、子どもに望ましい食習慣等を身につけさせるためには、学校、家庭、地域社会の連携が必要であり、栄養教諭が連携のかなめとされますというような記述もございます。食育をキーワードにして、学校給食、学校教育、家庭教育、地域における社会教育がうまく連携できるような、具体的な推進計画を要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、18番、青木議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、25番、山下議員。

〔25番 山下 和明君 登壇〕

25番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

す。

最初は、向島地区の排水対策についてであります。

向島地区の生活環境を改善をしていく漁業集落排水施設整備事業の導入について、この懸案は平成9年12月、平成12年3月、そして平成18年3月議会において質問いたしているところであり、今回で4度目の質問となります。振り返れば、平成9年に一般県道防府停車場向島線が開通したことにより、向島地区の活性化は兆しがあるものの、しかし、事日常生活に伴う排水問題に関しては、旧態依然とした状態で、抜本的な改善策が何ら図られていないのが実態であり、生活環境は必ずしも良好とは言えません。

御承知のように、向島地区には排水処理施設が整備されていないがために、多くの世帯は家庭から出る生活排水を側溝から海へ流しているのが実情であります。また、地形的にも、前は海、背にはすぐ錦山、住宅地は狭隘しており、雨水もこれらの側溝に流れ込み、多雨や大潮の時期には排水路からあふれ出し、浸水します。側溝の構造にも問題がありますが、加えてこれらの側溝、排水路は著しく老朽化し、その機能を果たしているとは言えない状態で、季節によっては悪臭等により、環境衛生面において問題が生じます。

こうした現状に対し、平成10年、当時の市当局の関係者、そして元市議会議員の川崎さん、種田さんを交え、漁業集落排水施設整備事業の導入について、地元関係者出席のもと、説明会や本格的な協議が何度も開催され、協議が深まる中、地元の8割を超える世帯で同事業の同意、賛同を得て、時節を待ったのであります。このことは御承知のことです。

向島地区は市街化区域外であり、公共下水道整備事業の対象地域にはありませんが、以前から検討されている漁港及びその周辺水域の浄化を図るために行う雨水・汚水の排水に必要な施設及びこれに附帯する処理施設を整備する漁業集落排水施設整備事業の導入によって、念願である向島地区の生活環境を総合的に整備することについて、前段申したとおり、あれから10年を越える歳月が流れました。

平成18年3月議会での答弁では、向島地区の生活排水の問題に関して、地元からも下水道等の生活環境整備について再三の陳情を受けており、理解している。汚水処理については、将来的には公共下水道への接続を考えている。新田地区の公共下水道整備事業、中関5号幹線の進捗状況は錦橋手前の250メートルまで築造済みで、錦橋地先の問屋口地区の整備は平成19年度ごろには完成の見込みである。事業の進捗を見守りながら、今後とも協議し、漁業集落環境整備事業の実施に向けてのアンケート意識調査、そして基本計画の策定に取り組むといった考えを示されました。

今日まで、協議、検討されたことと思います。そこで、同事業の実施に向けてのアン

ケート意向調査のアクションはどうだったのか、基本計画の策定スケジュールはどうか、同事業による実施の見通しについてお伺いいたします。

2点目は、雨水強制排水場の整備についてであります。

記憶に残る平成11年9月24日早朝、山口県を台風18号が直撃し、海岸近くの地域では多大な被害をもたらし、向島地区においても高潮による浸水の被害世帯も多く出たところであります。その後、高潮対策として、護岸のかさ上げ、門扉の改良、海水流入防止策のマネキの取り付け等の対策がなされてきました。

しかし、郷ヶ崎や本村の一部では、台風や大雨の時期と大潮の満潮に重なるケースにおいて、非常時用のポンプを準備されていますが、しかし排水に関する処理については抜本的改善は依然として、されないままであります。

平成18年3月議会で、同案件について質問いたしておりますが、答弁では、郷ヶ崎漁港区域においては漁業集落排水施設整備事業による雨水、排水対策を行う方法で、その他の区域においては新設水路の整備等が考えられる。それらの費用対効果等を比較検討し、総合的な治水、排水対策により、浸水被害等の解決に向け研究したいと発言いただいております。

郷ヶ崎については、水路を統合化し、ポンプによる強制排水場の整備が望まれます。こうした整備も漁業集落排水施設整備事業に該当いたしますが、向島地区の生活環境を総合的に整備していく時期にあると考えます。協議を重ねてこられたと思いますが、その後、どういった方向性になり、事業の取り組みはいつごろになるのか、お伺いいたします。

次は、深刻化する産科医不足についてであります。

産科医不足は、今や離島や中山間地域のみならず、都市部にも忍び寄っています。出産は昼夜を問わず、出産直前には予想外の異変が発生する、産科医の勤務は不規則で、激務となるにもかかわらず、待遇面での他の診療科と差がない、その上、医療事故が起きると訴訟リスクが高い、こうした要因が重なって、近年、医師の産科離れは加速する一方で、それに伴って各自治体から出産を扱う病院や診療所も年々急速に消えつつあります。

厚生労働省の調査結果による表からも、産科医不足の実態が見てとれます。2005年の山口県内の分娩施設数は42施設で、6年前と比べ15施設が減少となっております。さらに、少子化の中で、5年、10年後には、産科医の高齢化、後継者不足が追い打ちをかけ、事態の深刻化は避けられない状況下にあります。

少子高齢化社会に突入した今、安心して子どもを産める地域づくりが急務となっており、国においては、産科医を増やすために、診療報酬の点数を上げるなどの待遇面の改善や、明らかに不合理な訴訟リスクを減らす制度の創設など、取り組んではおられません。しかし、

若手の人材確保にも課題があり、効果的な体制がおくれるのではといった懸念もあります。

近年、産婦人科医療を取り巻く環境は、年々厳しくなっており、防府市内の分娩を取り扱う産婦人科開業医は、この5年間で6あった出産施設が現在1施設になりました。ですから、高度な医療機能を持つ総合周産期母子医療センターで分娩を希望される方が増えつつあるようです。同センターのホームページでも、分娩予約は平成21年5月1日現在、既に平成21年、今年度の12月末まで満床となっている状況にあります。

また、里帰り等による受診や分娩予約を受けることができない状態となっており、ただし病気を持っている方や胎児異常が疑われる方はいつでも受け付けておられます。山口県の中核病院として、さまざまなハイリスクを持った患者さんが外来し、分娩を受け入れておられます。そのため、平成20年6月から、助産院外来を開設し、平成21年、この4月からは正常分娩については院内助産院を立ち上げ、ニーズにこたえるよう努力されているところであります。

しかし、市内で出産ができる産婦人科の開業医は1施設となった現在、他市での出産がますます増えている、そうした出産状況に防府市が追い込まれていることは喫緊の問題であり、市民の方から相談をお受けしているところであります。

そうした防府市の現状に対し、出産当事者や家族にとっては不安と不満が生じるのは当然であります。こうした喫緊の問題に対し、今後の対応策はどう考えておられるのか、お伺いいたします。

次は、小・中学校の耐震化についてであります。

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごし、地震等の災害時に児童・生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠となります。防府市地域防災計画の第5章では、「防災上重要な建築物の耐震化」において、「震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る」としています。

その中で、防災上重要な建築物として、市庁舎、医療救護活動施設をはじめ、避難収容施設として学校、体育館、公民館等が記されており、第3項の「公共的施設の耐震化」では、「市は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する」と、立場が明記されております。

しかし、耐震性が確保されている学校施設の建物は全体の約半分にすぎず、耐震化の取り組みがおこなわれている状況であります。

国の公立学校施設の耐震化予算を見ますと、平成18年度当初予算では1,137億円、

補正予算で2,806億円が計上され、平成20年度では約1万棟の耐震化計画、5年間で4年間に前倒しするため、当初予算1,150億円、1次・2次補正で1,640億円が計上され、本年、平成21年度の当初予算では1,150億円が計上されています。

これまでの耐震化推進策は、老朽化した学校施設は改築、建てかえによる耐震化を目指してきましたが、近年、東海地震などの危険性も高まってきているため、迅速に耐震化を進めるため、耐震補強による方法も可能となったところであります。

現行の耐震基準は、震度5程度ではほとんど損傷がなく、震度6、7程度の激しい揺れでも倒壊しないことを目標としています。1981年、昭和56年の建築基準法の改正で導入されましたが、これ以前の建物については改修が必要となることとなります。

そこで、災害時の避難収容施設である学校施設の耐震化を推進するため、防府市立学校施設耐震化推進計画が策定されたところであります。耐震化の国庫補助率引き上げが平成22年まで時限措置され、公立の小・中学校において耐震化補強工事の国庫補助率を2分の1から3分の2へと引き上げられ、それに加え地方交付税措置の拡充により、自治体の実質負担は31.25%から13.3%に軽減され、改築工事では3分の1から2分の1に引き上げられ、実質負担は26.7%から20%に軽減されています。

本年度から第二次耐震診断が始まっておりますが、第一次耐震診断でIs値0.3未満の棟から先に第二次耐震診断にかかっておられ、まず危険性の高いところから手をつけていくと伺っております。その診断をもって判断し、耐震補強の工事をしていくことになるようですが、本市の小・中学校耐震化率は41.6%、新聞では42.6%と記されておりましたが、推進計画では平成20年から平成32年の13年間を目標にされていますが、小・中学校施設の耐震化について、前倒しを含む今後の予定等についてお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず向島地区の排水対策についての御質問にお答えいたします。

最初に、漁業集落排水施設整備事業の導入についてのお尋ねでございますが、議員におかれましては、過去3回、この問題に関する質問をされ、特に直近の平成18年3月議会では、市の考え方として具体的に、議員仰せのとおり、「汚水処理については公共下水道への接続を考えており、新田地区の公共下水道整備、とりわけ錦橋地先の問屋口地区の整備を見守りながら、今後とも協議する」と私が答弁いたしております。

その後3年が経過いたしました。公共下水道事業における対岸の新田、問屋口地区の幹

線整備は、当時、平成19年度に完了すると見込んでおりましたが、諸般の事情により大変おくれ、ようやく今年度から同地区の実施設計に取りかかる見通しとなりました。

そして来年、平成22年度から工事に着手し、平成23年度末の工事完了を見込んでいるところでありまして、向島地区の漁業集落排水施設整備事業につきましては、この公共下水道事業の進捗状況を見ながら進めてまいりたいと思っておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、「事業実施に向けてのアンケート意向調査を行い、その上で基本計画の策定等に取り組む」と答弁もいたしておりますが、平成10年9月と平成11年2月に行ったアンケート意向調査から10年以上を経過しておりまして、当時と比較して人口、世帯数、高齢化率、合併浄化槽の設置状況等が相当変化している状況の中で、前回のアンケート調査内容をさらに一歩踏み込んだ形での質問事項について、再度検討しているところであります。

今後は速やかに、地元自治会長さんをはじめ関係者の方々とアンケート意向調査の実施も含めて協議に入らせていただき、その上で合意が得られればアンケートの配付、回収及び分析を行い、地元との協議を進め、機運が熟せば基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、ポンプでの強制排水場の整備についてのお尋ねでございますが、平成11年9月の台風18号による被災以降、向島地区においては高潮対策事業で、護岸のかさ上げやフラップゲートの設置等の対応策を実施してまいりました。

これによって高潮による被害への対策は完了しましたが、台風等の豪雨と満潮とが重なる場合には、降った雨が行き場を失い、一部の地区では浸水の被害が生じました。

その対策として、平成18年度から郷ヶ崎西児童公園横に、平成19年度からは本村地区樋門付近にも、台風の接近時刻と潮位を勘案し、排水用の仮設ポンプの設置を開始いたしました。平成18年度には1回、平成19年度には2回、仮設ポンプを設置して対応いたしましたところでございます。

また、平成20年度には児童公園横に排水ホース配管のための市道横断スペースを設けましたことにより、自動車の走行に妨げられず、連続して排水することが可能になったところでございますので、当面はこのような形で対応してまいりたいと存じます。

平成18年3月議会では「郷ヶ崎漁港区域においては、漁業集落排水施設整備事業による雨水排水対策を行う方法や、その他の区域においては、新設水路の整備等が考えられます。それらの費用対効果等を比較検討いたし、総合的な治水、排水対策により浸水被害等の解決に向け研究したい」と答弁いたしておりますとおり、漁業集落排水施設整備事業に

よる雨水排水対策についても内部での検討や関係機関との協議を行っておりまして、議員御指摘のとおり、向島地区の雨水排水対策について、総合的に整備していく時期にあるのではないかと考えております。

そのため向島地区の雨水排水対策について、庁内を横断した協議の場を立ち上げ、その場で水路の改修や統合、排水機場の設置等の根本的な対応策について、費用対効果等も含め検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の深刻化する産科医不足についての御質問にお答えいたします。

少子化が進行する中、市民の皆様が安心して出産できる医療体制を整備することは極めて重要な課題であります。市内では今年度から1つの産婦人科医院がお産を取りやめられ、山口県立総合医療センターを除き1つの産婦人科医院でしかお産ができない状況でございます。このため、残る産科医療機関への肉体的、精神的負担は大変厳しいものがございまして、市民の皆様が大きな不安を持たれていることも十分承知しております。

そこで、市といたしましては、分娩取り扱い維持・確保について、これまでも県に要望しておりますが、本年度、国の緊急経済対策により、保健・医療の安心確保のための産科医等確保支援事業が新たに実施されることになりましたので、本市においても取り組むことといたし、分娩施設補助金の所要経費を6月議会に上程しているところでございます。この事業は産科医院より、分娩を取り扱う医師、助産師に対して支給される分娩手当に補助を行い、処遇を改善し、急激に減少している産科医等を確保することを目的とするものでございます。

しかし、産科医不足を根本的に解決するためには、産科医の増員や適正配置など、広域的・総合的な対策が必要であり、国や県の果たす役割は極めて大きいものでございます。今後とも市長会や議長会など、あらゆる機会を通じて、その解決と有効な対策を引き続き国、県に対し強く要望してまいります。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 向島地区の排水対策につきまして、先ほど壇上でも申しましたけども、このたびで4度目の質問ということで、ようやく、市長の答弁を聞きながら、一步一步前に進んできたなあということで、残り、今、問屋口の田否付川というんですか、その周辺まで今行っておりまして、その周辺一帯、いわゆる地先まで平成22年、23年には完了したいということで、いよいよあの橋の下に大きな管が通って、向島地域一帯が漁業集落で整備が進んでいくということが、届くところまで来たなあという、きょう答弁を聞きながら感じております。

それで、前回の質問のときにも答弁の中に平成19年には完了だということで、いよいよアンケート調査、意向調査をしたいという御回答だったわけでありまして、あれからもう10年以上の歳月が過ぎておりまして、お伺いしますけれど、この地域住民への説明会というのはいつごろ御予定になられるのか。それより先に、まず当時の御苦勞をされた方々の、当時の、平成10年、平成11年ごろに本当、御苦勞された関係者に対して、まず成り行きについて説明をするべきではなかろうかと思えます。

10年たっております。向島地区も大分高齢化もしておる状況でありますので、その点について御回答をお願いをしたいということと、それと向島地区は下水道の区域外ということで、区域外流入という手続をしなければなりません。これについてどうなのかお伺いしたいと思います。

それと、2点目に質問しました雨水調整排水場の整備についてであります。仮設のポンプをそういった時期には設置して、対応しておられますけれど、根本的な解決には至っていないわけでありまして、例えば郷ヶ崎につきましては、この雨水の処理については漁業集落排水整備事業のいわば汚水と一緒に取り込んでいくような、そういう形をお考えなのか、それとも強制排水ポンプ場というようなものを設置して、整備をお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） まず、排水対策で、住民への説明会はいつごろかというお尋ねでございます。先ほど市長の回答にもございましたように、当時、平成10年9月に一度アンケートをやられ、そして翌年の11年の3月、再度アンケートもやっております。あれから10年たっております中で、どのようなまた、住民への説明なりが適当なのか、そのアンケートの内容にしてもいろいろ、当時のアンケートとまた違った形のアンケートも検討を現在もしておりますが、そういったことも含めて、2点目の問題にもなるんですが、当時の関係者への説明というのも今、山下議員申されたところで、それらの方々も含めて、今年度中にはできるだけ今のアンケートなり住民への説明会、さらには当時の関係者 当時はたしか漁業集落環境整備事業推進委員会というものを立ち上げられまして、実はそれより3年前から、平成8年から動いておったというふうに記録に残っておりますが、その方々もほぼ御存命で、今、元気なというふうに思っておりますので、まずそちらの方々にもお話しもさせていただく。さらには今の地元の自治会長さん、それと今関係者の方、含めての話し合いがいいのか、別々がいいのか、そういったことも考えながら地元には入りたいというふうに思っております。

それと、下水道区域外流入の手続については土木の部長のほうからお願いしたいと思

ます。

そしてさらに、その後、雨水対策で、現在、仮設ポンプ等での対応、これはあくまでも仮設であるということは十分わかっておりますし、それから郷ヶ崎につきましては、今、漁集のほうの対応なのか、また強制ポンプなのかということなのですが、それにつきましても先ほど市長の答弁の中でお答えをいたしておりますように、庁内を横断した協議の場ということで、土木、産業振興部、それらでどの方法がいいのか、今、素案的なものはつくっておりますので、それらをたたき台にして、あるべき方法を検討をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、ただいま御質問のありました区域外流入についての手続ということにつきましてお答えいたします。

現公共下水道の計画の中で、この向島地区が区域外流入の予定個所ということに位置付けています。漁業集落排水整備事業を実施するに当たりましても公共下水道の計画の中に位置づけるということになっておりますので、この調整は今、行っておるということで御理解願いたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 先ほど答弁の中に、こういったアンケートの意向調査等の中で、機運が高まれば基本計画策定にということになると思います。

十年一昔と申しますけれども、先ほど申しましたように向島地区というのは高齢化も進んでおりまして、世代もかわってきておりまして、仕切り直しでのスタートということが、当時、かなりの盛り上がりがあったと思います。当時より、いわば仕切り直しということは、それ以上のエネルギーが要るのではないかとということで、担当の部長、心して当たっていただきたいと思います。

この件につきましては、市長に再度、繰り返しての質問ではありますが、御感想をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も就任当初のことでございましたが、地区の有志の方々が熱心に取り組みおられたことをついこの間のように記憶いたしております。したがって、皆様方の御意向が那邊にあるかということが一番大事なところ、特にこの漁業集落排水事業はどうしても受益者負担というものもお願いをしていくようになるわけがございますの

で、そこらあたりクリアしなくてはならない点もいろいろな面であるのではないかと、そんなふうにも考えておりますので、まずは当時お骨折りをいただいた方々へしっかり今までの御説明をさせていただいて、それから現在お住まいの方々へ意向を確認してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） それでは、次に移ります。

次が、深刻化する産科医不足についてであります。産科医の確保等については国、県に対してもう要望はされておられることとは存じますけれども、先般、あるお立場のある方からお電話をいただきまして、当初、市内の産婦人科にかかっておられたようでありますが、手続等のおくれ等ということで出産予約ができずに、紹介状を持って、山口市のある産婦人科へ行くようになったということで、この御心痛はかなりのものでありまして、その山口市の病院から直接電話をいただきまして、こうこうしかじかでこういうことだかということでありました。今、出産というのが 私も男性ですけども、ちょうどこの我々の世代の子供たちが娘、息子がそういうものにかかわってきているということで、その親からもいろいろこういったことについて、他市での出産が増えているじゃないかということで、そうした事態に不安を感じていらっしゃる方が各層に広がっているような気がしてならないわけあります。

で、その電話の中身は、山口の病院で今電話したけれども、受け付けで、あなた防府の人でしょうと、防府の人、多いんですよということで、他市扱いというんですか、そういったことで少しショックを受けられたようであります。

いろいろ聞いてみますと、妊娠していることに早く気づいて対応が早ければいいんでしょうけれども、さまざまな事情が当然ありまして、3カ月を超えて出産の準備をされるということについては、切迫した事態になっているんじゃないかなというような気がしてならないわけでありまして、分娩を受け入れてくれる産婦人科病院を確保するということが大変なんだなあというような気がしてならないわけですね。

そこでお尋ねしますけれども、山口市での分娩は他市から受け入れる余裕がないのではないかなというような気もしますが、山口市、また周南市の産科の分娩の受け入れ状況というのはどんなもんなんでしょう。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 今の御質問で、防府の市民の方が山口あるいは周南へ受け入れていただけてるかということですか。少々お待ちくださいませ。

山口67名ですね、昨年ですか。周南が48名というふうな数字で、今、一応、防府の方が山口、周南でこの数字の方が出産されております。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 他市での出産割合が増えておりますけれども、他市での出産について、案内や紹介というのはどのようにしておられるのかお伺いします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 特別に市のほうがこちらのほうへ行ってくれというのは、担当の健康増進課のほうでも言ってないと思います。御自分で、防府になれば御自分で探して行かれるしか今のところないと思います。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 切迫した状態の中で自分が探して行けという、精神的に大変な状態に追い込まれているところに、そういう親切さもないというのいがかかなというふうに感じますね。

次に、お聞きしますけれども、総合医療センターの周産期母子医療センターでの分娩件数のうち、防府市の分娩件数はどうなっているのか。

それと、市内の分娩を扱う産婦人科の開業施設、1施設ですけれども、その産婦人科での分娩件数、これはどうなのか。

それと、この4月からスタートしております周産期母子医療センターの院内助産院での分娩が軌道に乗ればどの程度の分娩件数になるのか、その辺のことについてお願いします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） これも昨年の数字になりますけれども、県立総合医療センターで今、分娩をされておられる方が約400です。それと、去年は2つの婦人科医院がありました、お産を扱うところが。それで1つの医院さんで179、もう一つが148、このような数字になっております。市内でこれだけが出産されております。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 防府市の出生率、2008年ですか、去年は。平成20年の出生率は1,000ちょっと上回っております。大体1,000人としましょうか。その1,000人の出生率の数に対して、今、周産期母子医療センターで、防府市民の方が、出産をされている方が約400人。そして、今、開業していらっしゃる産婦人科が約150人、1年間ですね。そうしますと550。ということは残りの400から450人の方においては他市で出産というふうに考えてもよろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 今、数字を申し上げましたが404人と179人と148人ですから731人になります。約1,000ちょっとで、1,000人とすれば、280人ぐらいから300人が……。

25番（山下 和明君） ことし……。 （発言する者あり）

健康福祉部長（田中 進君） はい。それはなくなります。はい。失礼しました。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番（山下 和明君） 私が言うのは今の状態を言ってるわけで、去年の状態を言ってるわけじゃなくて、今の周産期の母子医療センターにおいても年間700人近い分娩を扱っていらっしゃるけれど、その中の400人近い方が、防府市民がそこで出産されていると。それで、今、民間は1施設しかないけれど、150が、大体だということで、残りの45%、400人から450人の方は他市で要するに産を出産をしているというのが、これが今防府市の実態ではないかということですね。

もし今の1施設がなくなれば、もっと他市で産を出産をお願いをしなければならないということが想定されるわけであります。

そこで、これは私の提案でありますけれども、これ、市長さんにお伺いしますけれども、県の総合医療センターへ、防府市に建てたので、建設費の一部を負担金として平成21年度では3,600万円、平成24年まで債務負担行為で支出しております。で、その分娩環境が深刻化しておりますので、そこでこの同センターに対して院内助産院体制の拡充をお願いをすることと、それと医師の増員についてお願いをするとともに、それに伴う予算を防府市から支出する対策は検討できないのか、その点についてお伺いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 極めて深刻な状況下に置かれていることはよく承知をいたしております。私のところも家庭的にそういう時期に入っておりますので、よくわかっておるわけですが、県の総合医療センターのほうとのかかわりというものも大変深いものがあることもよく承知しておりますので、県御当局へ、そこらあたりのお願いはこれからしっかりしてまいりたいと思っております。

それから、先ほどの数字の中には山口市あるいは周南市あるいは宇部市、美祿市などなど、事情によって、それぞれの、他市でお産されておられる方もあるわけですし、同時に他市の方が防府のほうでお産されている方も当然おありではないかなというふうにご考えておるわけで、一概にイコールこうだというふうにご断じていくわけにもいかない数字もあるんじゃないかと思っておりますので、その辺よく調べてみたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 25番、山下議員。

25番(山下 和明君) さまざまな要因が重なって、近年各自治体からこの出産を扱う病院等が、壇上でも申しましたけれども消えつつあるわけでありまして、近い将来を推察すれば、今、受けていただいている近隣の市においても同様の事態が生じる可能性というのは高くなってきておりまして、また、防府市においては喫緊の課題になっておるわけでありまして、先ほどの提案も検討していただけたらと。ほかにまだいい方法があるんじゃないんですけれども、新たに違う制度をつくって、違う施設をつくってというのは非常に難しいと思います。今あるものをお願いをして、それで、それに見合う経費を支出していくということがよいのではないかというふうに御提案さして、この項については終わります。

議長(行重 延昭君) 次に、市内小・中学校施設の耐震化推進への取り組みについて、教育次長。

教育次長(山邊 勇君) 市内小・中学校施設の耐震化推進への取り組みについての御質問にお答えします。

本市の学校施設の耐震化につきましては、平成15年度から平成18年度までに、市内小・中学校の床面積が200平方メートル以上、または2階建て以上の建物を対象に第一次耐震診断を行い、その診断結果をもとに平成19年11月に「防府市立学校施設耐震化推進計画」を策定し、平成20年度から平成34年度までの15年間で小・中学校のすべての施設の耐震化を完了することとしておりました。

しかしながら、平成20年4月には、大規模地震により倒壊等の危険性が高いI s値0.3未満の施設については平成24年度を目途に耐震化に取り組むよう国から強い要請がされるとともに、これを推進するため国庫補助率のかさ上げも行われました。

これを受け、本市においても耐震化推進計画を見直し、I s値0.3未満の校舎等の補強工事を優先して実施し、その後、老朽校舎の改築やI s値0.3以上の校舎等の補強工事を実施する計画に変更し、あわせて計画期間を2年間短縮したところです。

この見直し計画により、平成20年度には小学校2校3棟の第二次耐震診断を行い、本年度は第一次耐震診断結果がI s値0.3未満の施設で、補強を計画しているすべての学校施設の第二次耐震診断を実施してまいります。

なお、耐震診断につきましては、国からの強い要請を受け、昨年度から本年度にかけて他市町も次々と発注し、山口県の耐震診断等評価委員会に業務が集中しているため、審査の順番待ちで、診断結果が確定するまでに時間がかかるという状況となっており、大変苦慮しているところでございます。

御質問の、今後の耐震化の取り組みでございますが、第二次耐震診断の結果に基づき、

I s 値 0 . 3 未満の校舎等につきましては補強設計を行い、来年度から補強工事を実施することにしております。

また、I s 値が 0 . 3 以上で耐震化の必要な校舎等や改築対象としての老朽化校舎等につきましても、I s 値や建築年次などを総合的に判断した上で、再度、耐震化推進計画を見直し、優先度の高いものから耐震化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 25 番、山下議員。

25 番（山下 和明君） 推進計画では昭和 56 年以前の建物で、第一次耐震診断の結果、I s 値 0 . 9 未満の建物を平成 32 年度までの 13 年間で耐震化を図るとあるわけがありますね。で、それに係る総事業費が 83 億 7,700 万円という試算が載っております。約 84 億円。で、この 84 億円の中の割合を聞きたいんですが、それにかかわる改築工事にかかる費用、それと補強工事としてかかる割合はどのように試算しておられるのか、お伺いします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 84 億円の内訳ということでございますが、当初計画につきまして事業費 83 億 7,700 万円と見込んでおります。このうち改築につきましては 49 億 9,300 万円、約 50 億円。補強につきましては 33 億 8,400 万円、約 34 億円を見込んでいるところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 25 番、山下議員。

25 番（山下 和明君） I s 値が 0 . 3 未満のその補強工事、で、改築については平成 20 年度から平成 22 年度まで時限措置として、先ほど壇上でも申しましたように、国庫補助率が引き上げられておりまして、要するに市独自の負担割合が大きく軽減をされているということを御紹介したわけでありまして、国の方針においても遅くとも 5 年以内には耐震、完了しなさいと。それを昨年度ですか、4 年間に前倒しするために補正予算も組まれておるわけでありまして、ここで聞きたいんですけれど、平成 24 年度までの小・中学校の耐震化率はどの程度になるのか、これを 1 点お伺いしたいことと、それと、耐震化率が例えば 80% となるのは何年度を目標にしてらっしゃるのかお伺いします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 最初の御質問でございますけど、平成 24 年度の耐震化率ということによろしいですか。

25番(山下 和明君) はい。

教育次長(山邊 勇君) 計画においては63.7%を見込んでおります。

それから、耐震化率が80%になる年度でございますけど、80%になるのは7年先の平成28年度としております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 25番、山下議員。

25番(山下 和明君) これまで学校耐震化というのは緊急性が叫ばれながらもなかなか進まなかったという状況にあったと思います。

しかし、国庫補助の大幅な拡充、そして地方交付税の充実が推進されておるわけでありまして、このときに本市の負担する予算確保も大変であろうかと思えます。きょうの新聞なんかを読めば、よくその辺のことがあらわれてきておるわけでありましたが、国と今、歩調を合わせた工事の促進が、私は今、望まれるんじゃないかなということで、こうした耐震化対策は地元の経済対策にも関連してくるわけでありまして。

御承知のように地域活性化、国のほうで、先般も国からの交付金が決まりました。一つは地域活性化経済危機対策臨時交付金、国の予算は1兆円。これ、防府市分として4億4,000万円というお話があったわけで、それともう一つ、地域活性化公共投資臨時交付金というのが、これが国の事業規模では1兆3,790億円ということで、かなりの予算が発注されるというかね、その事業概要についても、今、こういった耐震化について、こういった交付金をあてがうことができるという趣旨のものが次に出てくるわけでありまして、こういったものもしっかり活用していただいて、耐震化については前倒し、前倒しで事業の推進をお願いをしたいと思います。当然その前倒しを前倒しをするということが防府市の経済対策にもなってくるということをお先ほど申したとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げまして、以上で終わります。

議長(行重 延昭君) 以上で、25番、山下議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。3時10分まで休憩といたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 開議

議長(行重 延昭君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次は、5番、山根議員。

(5番 山根 祐二君 登壇)

5番(山根 祐二君) 本日最後の質問になります。お疲れのところ申しわけございま

せんがよろしく願いをいたします。

スクール・ニューディール構想の推進について質問をいたします。

世界的な経済危機の影響で日本の経済もかつてない落ち込みとなりました。国民の生活を守るため2009年度の通常国会ではさまざまな対策が打たれましたが、それでもなお力不足の感があり、さらなる対策として新経済対策を盛り込んだ補正予算が5月29日に成立をいたしました。その中に含まれているスクール・ニューディール構想は、事業規模1兆円というプロジェクトで、さまざまな方面から高い関心が寄せられています。この構想が注目される背景には世界が同時不況の局面を迎える中、中・長期の成長戦力を踏まえた経済行動を変革する視点が含まれているからです。

このスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には公立校を中心に太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICTすなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであります。

国の経済対策では低炭素革命を中・長期的な成長戦略の柱として位置づけています。その代表的な取り組みが最先端レベルにある日本の環境関連技術を生かす上でも太陽光発電にかかる期待は大きく、学校施設への太陽光パネル設置はその大きな推進力となるはずで

す。また、温暖化の防止や子供の遊び場として注目される校庭の芝生化を進めることの教育的効果もはかり知れません。学校におけるICT環境の整備も急務の課題と言えます。

ICT技術は今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子供たちの教育現場にあってはならないという決意で、パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置など、ICT化などを進め、教育環境を充実させると同時に経済の活性化を図るのがねらいであり、積極的に学校のICT化を進めるべきと考えます。

文科省が述べております本事業の概要は、学校施設において耐震、エコ、ICT化を抜本拡大し、21世紀の学校にふさわしい教育環境の整備を図る、同時に雇用の創出、経済波及効果、地域活性化、国際競争力の向上に資するであります。そしてその取り組みの留意事項として、公立小・中学校への太陽光発電導入等、エコ改修については現在の10倍の1万2,000校への設置を目指し、省エネ改修も推進するとなっております。

また、公立小・中学校のICT環境の整備推進については、地上デジタルテレビの整備、コンピュータの整備等を上げています。

そこで、質問をいたします。

本市ではこれまで小・中学校の屋内運動場の新設に伴い太陽光式外灯を設置してきてお

りますが、この際、災害時には避難所となる市内すべての小・中学校に太陽光式外灯を設置してはいかがでしょうか。

次に、校庭の芝生化についてですが、この質問は他の議員が今までに数回行っており、昨年12月議会でも原田議員が取り上げておられます。その質問に対し、教育次長から次のような答弁がございました。

近年、芝生化は地球環境保全の観点からも注目されており、先日も低コストで環境にやさしい、鳥取方式の芝生化についてテレビで紹介がありました。この鳥取方式の芝生化は、ポット苗を移植する方式のため、芝の植栽が安価で、特別な土壌改良を必要としないため、低コストで芝生化を行うことができること、また、芝刈りと施肥のみの維持管理を行う方式であるため、年間維持管理費も1平方メートル当たり100円以内とのことございました。

この鳥取方式であれば、芝生化を行うための課題として、先ほど挙げておりました維持管理面での経費及び手間についての負担の軽減等につながると考えられますので、学校の協力などの条件を整えば、モデルケースとして低学年の運動広場としての芝生化も考えられます。

校庭の芝生化につきましては、学校教育上の効果はもちろんのこと、地球温暖化防止対策の一つとしても大きな効果が得られると考えるので、学校をはじめグラウンドを利用されている野球などのスポーツ少年団や地域の各種団体の方々の御意見もいただきながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上であります。

本市では、牟礼南小学校や小野小学校での試験的取り組みもあります。そのメリットにつきましては十分検証されていることと思います。

そこで質問です。

今回の国の補正予算である地域活性化経済危機対策臨時交付金1兆円が決定され、本市への配分額から、今回の定例議会では4億2,543万円の補正予算を組んだところであります。この機会に校庭の芝生化についての取り組みをいま一步進めてはいかがでしょうか。

次に、学校のICT化を進めるに当たり、本市の現段階での児童・生徒に対するパソコン学習はどのように行っているのかについてお伺いいたします。

4番目に、学校ICT化の推進についてお尋ねいたします。

私は、本年3月定例議会において、小・中学校への地上デジタルテレビの設置について質問いたしました。そのときの答弁では、防府市の小・中学校テレビ設置台数は577台

あり、更新するには多大な費用が必要になる。まずは新年度に調査をし、後に当面の対応として、既設のテレビにデジタルチューナーを取りつけることを基本に対応したい、とのことであり、さらに国の財政支援制度の充実を要望していくとのことでした。2009年度補正予算では、学校ICT環境整備事業は、事業費総額4,081億円のうち負担割合を国庫補助2分の1、地域活性化経済危機対策臨時交付金等2分の1としており、デジタルテレビ44万台分として1,183億円、アンテナ工事87億円、コンピュータ整備に2,491億円、196万台、LAN整備に310億円を設定しております。

国が求める具体的な整備目標は、今回の補正により、現在学校で教育活用されているすべてのテレビをデジタル化する、公民館は各1台、電子黒板は小・中1校1台としています。コンピュータ設備につきましては、公立小・中学校に教育用として児童・生徒3.6人に1台、公務用として教員1人1台を達成するために必要な台数とし、また、すべての普通教室に校内LAN整備することとしています。

他国のICT整備状況と我が国を比べてみますと、アメリカ、イギリス、韓国に対し、すべての項目で下回っております。国内におきましても、東京都など非常に整備が進んでいるところもあり、教育格差をつくらぬよう防府市も積極的に取り組んでいただきたいと思います。但し、当局の御所見をお伺いいたします。

次に、高齢者の交通事故防止対策についてお伺いいたします。

近年、高齢者の運転による交通事故は増加傾向にあります。2008年の交通事故件数を年齢層別に見ますと、全体としては減少傾向にあるものの、60歳以上の運転者が起こす事故はここ数年、逆に増加する傾向があります。この背景には運転免許保有者に占める高齢者の割合が増加していることがあります。高齢者の交通事故の特徴は、交差点での出会い頭事故や右折時の事故が多いこととあります。原因は安全不確認、前方不注意などが多く、二輪車事故では操作不適の割合が高くなっています。いずれも加齢から来る運動能力の衰えによるものと考えられます。

警察庁では、98年から運転免許の自主返納制度を導入しており、また、2002年からは希望する返納者に対し、運転経歴証明書の発行を初めました。

しかし、車の運転はやめたくてもやめられない高齢ドライバーは少なくありません。バスや鉄道などの公共交通網が乏しい地方では、車がなければ買い物や病院に行けず、生活に大きな支障が出るからです。返納するとかわりの交通機関がない、不便である。警察庁が2005年に実施した高齢者の交通事故防止に関するアンケートで、運転免許を返納しない理由を尋ねたところ、こう回答した人がほぼ半数の46%に達しています。

そこでお尋ねいたします。本市では3月に生活交通活性化計画を策定し、現状分析から

路線バスを活性化することを最優先事項として取り組んでいく必要があるとしています。将来の公共交通についてどのように考えるかお伺いをいたします。

次に、運転免許証の自主返納制度についてですが、6月12日の毎日新聞に次のような記事が掲載されました。「高齢者（65歳以上）に運転免許証の自主返納を呼びかける「運転卒業証制度」で、防府市内のタクシー会社7社は今月から、返納者を対象にタクシー料金を割引するサービスを始めた。同制度を推進する県警の協賛企業・団体の募集に応じたもので、このほど防府署で協定式があった。市内では初の協定。

7社で計143台のタクシーを保有。返納者は今後、降車時に県警交付の運転卒業者サポート手帳を提示すると1割引きとなる」というものです。

本市の生活交通活性化計画には運転免許返納者へのサービスとして、自主返納した高齢者を対象とした路線バスの運賃割引や住民基本カードの無料交付などのサービスを検討するとありますが、現在どのような検討をされているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、高齢者の交通事故防止対策についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、高齢者の方の運転に起因する交通事故が多発しておりまして、そのニュースなどを聞くたびに高齢者の交通事故防止対策の重要性を改めて感じるところでございます。

また、運転免許証を自主的に返納された高齢者にとって、公共交通は自家用車にかわる主要な移動手段となることから、今後、公共交通の重要性がますます増してくるものと思っております。

そこで、まず本市の将来の公共交通についてどのように考えているかとの御質問でございますが、防府市には路線バス、鉄道、離島航路、タクシーといった公共交通がありますが、モータリゼーションの進展などにより、利用者は減少しております。中でも、JR防府駅を中心に、比較的コンパクトで平坦な市域の端々にまで放射状に走り、地域住民、特に自動車の運転をしない高齢者等の日常生活を支える大切な交通手段となっている路線バスについては、利用者の減少が著しく、多くの路線が赤字となるなど、事業を取り巻く環境は非常に厳しく、国、県及び市において補助を行い、路線の維持を図っているところでございます。

このような中、路線バスを中心とした生活交通の維持及びその活性化策について考える

ため、平成19年度に市民、交通事業者、団体等の代表者、学識経験者による「防府市生活交通活性化懇話会」を設置しまして、さまざまな角度から検討の後、報告書の提出を受け、それをもとにこの3月に「防府市生活交通活性化計画」を策定いたしました。

この計画では路線バスを中心とした生活交通を普段利用していない人も含め、みんなで守り、育てる「地域の財産」と位置づけ、その活性化のために「利便性向上に向けた取組」「利用促進に向けた取組」「守り・育てる体制づくりに向けた取組」を進めることとしております。

具体的には、経路の見直し、公共交通の日の推進、バス停や車両での表示内容の充実、車両のバリアフリー化、祭り・イベント時の利用促進、後ほど述べますが、運転免許証返納者へのサービスなどの取り組みを、市民、交通事業者、行政が一体となって進め、より多くの人にバスを利用していただき、路線バスの活性化を図っていきたいと考えております。

次に、高齢者の運転免許証自主返納制度に市として特典を考えてはどうかとの御質問でございますが、交通事故の発生件数、死傷者に高齢者の占める割合が高いことから、山口県警察と交通安全山口県対策協議会では、交通安全対策において、特に高齢者対策を喫緊の課題として、運転免許証の自主返納等による高齢ドライバーの事故防止を推進してこられました。

その主な内容は、平成20年9月から始まった高齢ドライバーに対する特別講習制度と、11月から始まった運転卒業証制度でございます。このうち運転卒業証制度は、運転免許証を自主的に返納された高齢者に対して、運転卒業証と運転卒業者サポート手帳を交付し、運転卒業者サポート手帳を提示することにより、各種利用料金の割引きなどの特典を受けることができるようにする制度でございます。

この運転卒業証制度に市としてどのような協力ができるのか、防府警察署から相談を受け、全庁的に検討してまいりました。その結果、これまで運転免許証は身分証明書がわりに御利用いただくことが多いことから、自主返納された場合に身分証明書として御利用いただけるよう、写真付きの住民基本台帳カードを発行し、その発行手数料を無料とすること、運転卒業者サポート手帳を御提示いただいた場合には、三田尻塩田記念産業公園の入園料と防府市青少年科学館の観覧料を割り引くという3項目の支援をすることにいたしました。

県内の自治体では6番目となりますが、6月29日に防府警察署と運転卒業者サポートに係る協定を結び、7月1日から実施する予定で、現在関係部署と調整しているところでございます。

今後も引き続き、防府警察署はじめ、関係機関、団体と協力して、高齢者の交通事故防止に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 運転免許証自主返納についての市としての特典ということで、今、市長からお話ありました住民基本台帳カードの無料作成、あるいは入園料の無料、観覧料の割引などが今提示されていると、考えられているということで伺いました。

自主返納する特典、そのほかの特典として他市の例を見てみますと、バス乗車の際の割引券とかバスカードの贈呈とか、あるいは1年間無料パス券というようなのを発行してる自治体もあるわけですけれども、こういったことはいかがでしょうか。考えられますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 運転免許証の自主返納に対する特典ということで、バスの割引、それからバスカードの提示を検討したらどうかという御質問でございます。

先ほど、議員御案内のとおり、市内のタクシー会社7社におきましては、5月28日、防府警察署と運転免許証の自主返納に対する支援協定を結ばれております。バスの割引券、それからバスカードの協定につきましても、基本的にはバス会社と協定を結ばれるところかと考えております。しかしながら、市の施策とするならば、この自主返納に限って検討するのは交通弱者の全体問題、それから交通機関の利用、活性化という総合的なものを判断しなければならないと。そこが一番肝心なところだろうと。自主返納だけに限って、範囲を絞ってしまえば非常に狭い範囲の問題になってくると。そのあたりのところが問題になりますので、このあたりを総合的な観点から検討、判断する必要があると思います。このあたりのことは今後の研究課題とさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） バス会社との協定という、今、お話もありましたけれども、免許の自主返納者だけに限らず大きい範囲でということで、返納者だけに限らず高齢者全体を見て、やっぱり高齢者の足の確保ということが、今から考えていかなければならないことだと思うんですけれども、今言われましたバス会社との協定をする場合に、バス会社と協定するのはどこですか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） タクシーの例を申しますと、タクシーの7社と1つの

協会があるかと思うんですけど、そのあたりとやられたんではないかというふうに思っております。

だから、バスの運行についても基本的にはバス会社とやられるのが通常だろうと思います。しかしながら、政策と考えた場合にはやはり公共交通の全体の問題とすれば、市の政策として考える必要があるということで総合的に判断する必要があると申し上げたことでございます。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） どころ協定するかということで、市と協定する場合もあるというような、今、御答弁でありましたけれども、市と民間バス会社が協定を結んでいるところは既にあるわけで、やはりその市の施策としてやってほしいなあという気持ちがあります。市から補助金を出してるわけですから、それも含めて、そういう協定を結んでというのは可能じゃないかなというふうに思います。

で、他市の例で興味深い記事がありますので御紹介をいたします。後ほど御所見をいただきたいと思っております。

京都府京丹後市は約500平方キロ、人口は6万2,000人、65歳以上の割合を示す高齢化率は28%、市内を縦横に走る路線バスが最大の交通網だが、以前は10便中7便から8便が乗客ゼロで空気を運んでいるという路線もあった。乗客が少ないため、運賃を上げると乗客が減る。赤字に耐えかね路線を廃止するとさらに乗客が減るという多くの自治体が陥る悪循環に直面していた。ここで市は発想を転換する。700円で2人の利用より200円で7人の利用を。路線バスを運行する丹海バス、市営バスに協力を求め、2006年4月から市と同社が共同運行する上限200円バスが実現した。最長路線の料金は1,150円から200円に、バス停や便数の増設、ノンステップバスの導入でだれもが使いやすいバスを目指した。利用者は急増した。2年目の利用者はこれまでの1.7倍の30万3,000人、運行収入は330万円増の約4,900万、市の補助金は約7,800万円以前より900万円減った。ある83歳の男性は、200円バスが走っていなかったら運転はやめられなかったと話す。

こういった京丹後市というところの取り組みですけれども、これについてどのような感想を持ったか、御所見をお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御紹介いただきました今の件でございますが、確かに制度としてはこれから先、今の、私どもは先ほど申しましたように、当面路線バスを維持するというところで頑張っていきたいというふうに思っておりますが、将来、いつまでこういっ

た考え方が維持できるかというのもひとつ不安もございます。

そういったときに、金額的には7,000万円とおっしゃいましたが、今現在、私どもが路線バスの維持のために3,000万円ぐらいをバス会社のほうに補助金として差し上げております。これが単純には倍ちょっとというふうになるわけでございますから、金額等も含めてもやっぱり総合的に考えていくのが必要ではないかというふうに考えておりますが、制度としては考えられる制度ではないかというふうに思っています。

それから、先ほどちょっとバスカードの、今の返納者の件ですが、バス会社がいわゆる割引きという形で御協力いただくのであれば私どもは大歓迎でございますから、そういったことも含めて、返納者に対しての特権等も、機会があればまたお話をしてみたいというふうには考えております。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 今、総務部長が言われたように、補助金の額についても、それから利用者の数についても、いろんな差異がありますので、考えていかないといけないことだと思います。

今の防府市のバス利用者というのは平成19年で見ますと約44万人、補助金が平成19年で約3,000万円ということで、額は防府市のほうが小さいわけですが、一たん、このバス交通というか、路線バスに高齢者の目を向けるといって、利用客が増えれば、やっぱり一たんは市の補助金というのはかなり大きくなると思うんですけども、それをどういう事業としてとらえるかと、単に営業としてとらえるかで補助金の額の考え方もいろいろ変わってくるんじゃないかと思えます。これからいろいろ検討していく必要があることだなというふうに思えます。

本年の6月1日からは75歳の高齢ドライバーに運転免許更新時に義務づける認知機能検査が始まりました。警察庁によると対象者は304万人。認知機能検査で記憶力、判断力が低いと判定されても免許更新はできるが、更新の前後に信号無視などの特定の違反があり、医師から認知症と診断されると免許取り消しにつながることもあるとのこと。

高齢者の運転と申しましてはすべてが危険というわけではなく、個人差もあるわけです。決して免許の自主返納を強制するというものではありませんが、高齢化社会は防府市だけではなく、今後さらに進むことは明白なわけでありまして。行政の果たすべき役割というのを早期に実行していくことを要望して、この項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、スクール・ニューディール構想の推進について、答弁を求めます。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） スクール・ニューディール構想の推進についての御質問に

お答えいたします。

まず1点目の災害時に避難所となる市内すべての小・中学校への太陽光式外灯の設置についてでございますが、災害時には、小・中学校の屋内運動場は地域の方々の避難場所として利用されています。議員御指摘のとおり、災害時に停電になるような状況も当然考えられ、停電時でも点灯する太陽光式街灯は避難場所には最適であり、本市では市長の指示により、平成18年度以降に改築した佐波小学校、右田中学校、大道小学校の屋内運動場の入り口付近に既に太陽光式外灯を設置しており、すべての小・中学校の屋内運動場付近への設置についても早急に着手してまいりたいと考えています。

次に、2点目の温暖化防止や子どもの遊び場として注目される校庭の芝生化についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、本市では平成15年度にモデル校として牟礼南小学校においてランチルームへの砂ぼこりの防止対策のため、ランチルーム東側の中庭の芝生化を行っており、また、小野小学校においてもPTAが主体となって、教室の照り返し防止対策として、中庭と教室前の芝生化を行っています。

その芝生化の効果として、児童の校庭での活動を活発にさせ、児童の体力向上につながることや、芝生の成長を身近で見ることによって植物の世界への関心を高め、自然教育の場となっていることなどを学校から聞いております。

一方、課題としましては、除草、施肥、芝刈り、散水などの維持管理にかなりの手間と経費が必要となってまいります。最近、低コストで芝生化できる鳥取方式が注目されておりますが、芝生の成長が早いため、1週間に1回の芝刈りが必要であるという情報も伝えられており、調査を継続中でございます。

また校庭は、授業のほかにクラブ活動、スポーツ少年団の活動や運動会などで多目的に利用するため、全面的な芝生化につきましては、学校をはじめ校庭の利用者から、例えば野球など、種目によっては利用面で問題もあるとの御意見を承っております。

このように芝生化についてはいろいろな面で課題もあるのが現状ですが、教育面、環境面で大きな効果があると認識しておりますので、今後、校庭の一部や中庭、校舎付近の芝生化の実現に向けて、条件整備に努めてまいりたいと考えております。

3点目の小・中学校におけるパソコン学習についてお答えします。

近年、社会状況の変化に伴い、情報教育の重要性が増大しており、本市の小・中学校においても、各教科や総合的な学習の時間等において、コンピュータを用いた学習を積極的に行っております。

市内各小・中学校ともコンピュータ室を主な学習の場として、学習課題について調べた

り、調べたことをまとめ発表したりする学習等にコンピュータを活用しております。修学旅行や社会見学等の事前の学習で児童・生徒がインターネットを活用して情報を収集し資料を作成したり、事後には学習したことをまとめた新聞づくりを行ったりすることにより、児童・生徒のコンピュータの活用能力が確実に向上しつつあります。

また、中学校の技術・家庭科の技術分野においては、生徒がワープロ、表計算、データベース等のソフトウェアを選択して画像の編集を行ったり、数値を表やグラフで表したりする学習や収集した情報をまとめ、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトを用いて、みんなの前で発表する学習などを行っております。

4点目の小・中学校の校内LANや電子黒板、大型デジタルテレビの導入についての御質問にお答えします。

パソコンを利用した学習を進めるための校内LANにつきましては、中学校においては既に平成19年度に整備を完了しており、今後は国の補助制度の活用を視野に入れて、小学校の普通教室における校内LANの整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、電子黒板の導入につきましては、授業中に見せたいときに見せたいものを拡大して見せられること、動画や資料を利用することで授業に興味を持たせたり体験できないことを映像で見せたりすること、授業で使った内容を保存し、次の授業の復習に使うことなど、授業の内容が今まで以上に理解しやすくなるという効果があり、導入したいと考えておりますが、市内の小・中学校への電子黒板の導入は初めてとなりますので、まずは活用方法を研究するため、各校1台の配置を検討してまいります。

また、大型デジタルテレビの導入につきましても、国の補助制度を取り入れ、各小・中学校の特別教室のうち、大型デジタルテレビの必要度が高いコンピュータ室、理科室、音楽室、多目的室への設置を考えております。

なお、普通教室への大型デジタルテレビの導入につきましては、設置場所等の問題がありますので、別途検討してまいります。

以上のように、議員御指摘のスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に推進しようとする取り組みですが、本市においてもその趣旨を踏まえ、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等、国の補助制度も活用して、教育環境の整備に取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） ありがとうございます。かなり前向きな御答弁をいただきま

して、それぞれ、設置の検討もされているということでした。

最初の小・中学校に太陽光式外灯を設置するというのも早急に着手するというところからごさいましたけれども、この場合、1校に設置する数量、それから設置する機器の仕様に関してはどうな内容でしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず、何基ほど設置するかということですが、お答えいたしましたように、まずは屋内運動場入り口付近にすべての学校に1基設置したいというふうを考えております。

それから、現在、設置に向けて検討している太陽光式外灯の仕様といいますか、性能でございまして、まず省エネ点灯時につきましては蛍光灯30ワット相当の明るさということです。外灯の下に人を感知すると明るくなりまして、蛍光灯60ワット相当の明るさが得られるものとしております。

次に、点灯時間につきましては、日没から最長16時間として仮定した場合に、太陽が出ない日が5日間続いても点灯が可能ということでごさいます。

また、太陽光式外灯には発電量を示す表示盤を設置し、環境教育としても活用したいというふうを考えております。

以上でございまして。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 仕様としては十分なものがつくというふうに感じたわけでごさいます。

で、設置した機器は価格も恐らく高いものだろうと思いますので、管理をしっかりされて、ずっとついていないよとか、故障して直さないよということがないような管理も十分に行っていただきたいなというふうに思います。

それから、校庭の芝生化の問題ですけれども、モデル校を平成15年に指定して、いろいろ試行錯誤されているということで、やはり課題は維持管理の問題と。これはどこでも維持管理の問題というのが真っ先に出てくるわけでごさいます。そういったところの調整は必要になると思いますけれども、次長も理解されているように、鳥取方式でいけばそれとかなり軽減されるということでごさいます。管理の手間を考えると学校側が消極的になるということも考えられるわけでありまして、答弁の中で言われましたように教育面でのメリットも非常に多いということもあるわけでありまして。決して押しつける必要はないんでありますけれども、管理費用など、関係者の情報提供というのがやっぱり十分行われる必要があるというふうに思うんですけども、この関係者への情報提供ということに

関してはいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 芝生化につきましてはその効果につきまして十分認識をしております。したがって、運動場全体につきまして芝生化をするというのは、今までいろいろ考えましたけどすぐには難しいということございまして、今、私どもが考えているのは、校庭の一部や中庭、校舎付近の芝生化について実施していこうかなというふうに考えております。

このために、やはり学校等も協議が必要でございますので、まず条件整備といいますか、そういう形で学校との協議に入っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） はい。了解しました。各地でこの教育的な効果というのは実証されているし、非常に知られているということでもありますので、しっかりこちらから情報を与えながら各学校での理解が得られるような方向で進めていっていただきたいというふうに思います。

小・中学校のパソコンの学習については先ほど説明がありました。小学校での総合学習の際の利用、中学校でのソフトを利用したかなり高度な利用もされているということでありました。やはり学校でそういう早い段階で基礎知識を身につけるといことは、将来の技術習得に大きく影響することだと思います。子どもたち自体に格差を持たせないためにも、このパソコン学習というものについては計画的に進めていただきたいというふうに思います。

小・中学校の校内LAN、電子黒板導入と、大型テレビ導入ということについて種々御答弁ありましたけれども、平成19年に中学校ではLANが完成しているということでございます。小学校は今後、検討していく、進めていくというような御答弁だったと思います。

中学校でのLANの完成によりまして、LANの活用というのはどのようにされているんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 今まではパソコン教室で授業を行っていたんですけど、各教室間でも、校内LANが整備されますとインターネットが見られるようになります。したがって、授業でインターネットを使つての授業ができるということで、そういった意味では随分学校のほうで活用されているというふうに聞いております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 電子黒板についても大型テレビについても先ほど答弁がありました。導入していく方向であるということを理解いたしました。

先ほど壇上でも述べたんですけども、前回の3月の私の質問のときに、小・中学校の現在577台あるデジタルテレビ、これを入れかえることについての答弁は前回、いただきましたけれども、今回文科省の予算によりまして、文科省の提唱しているのは現在の数%のものを100%にしていくということの中に、全部のテレビをデジタルテレビにかえていくというような指針を示していただいておりますけれども、このデジタルテレビ、各教室にあるデジタルテレビ、大型テレビの導入ではなくって、アナログテレビをデジタルテレビにかえていくということについてはどのように考えられてますか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 今回、新年度予算でデジタルテレビを各小学校、中学校、1台購入させていただきまして、既存の配線でデジタルテレビが見えるかどうかということ进行测试いたしました。そうしますと9校につきましては既存の配線で見れるんですけど、残りの19校につきましては配線からかえていかなくちゃいけないという状況でございます。

したがって、まずは配線をやり直すことと、必要度が高い、先ほど申しました特別教室、各学校3台か4台になると思うんですけど、まずはそちらのほうを整備していきたい。その後、普通教室につきましては考えていきたいというふうに。どうしても一度にはすべてできませんので、やはり段階的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 前回の答弁のときにアナログテレビにデジタルチューナーを接続して、当面それに対応するという御答弁、ありましたけれども、そのやり方というのはやっていくんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まずは先ほど申しましたように、配線がだめなものはだめでございますので、まずは配線をしっかりしたものを着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 今回の文科省の予算では国の補助が2分の1、それから臨時交付金が2分の1という対策が打たれて、今のアンテナ工事についても予算がついてあるわけでございます。で、やはりアナログテレビに配線をかえて、配線工事をして見られるようになるわけですが、そのチューナーをつけたアナログテレビと、デジタルテレビとの違いというのは当然ありまして、やはり高画質、高音質、双方向サービスと、ネット接続が可能になるなどの、テレビ自体をかえた場合はそういうメリットがあるわけですから、既存のテレビにチューナーをつけることを基本とするのではなくて、今、次長も言われましたように、内容を見ながら検討していかれるというようなお考えだと思いますけれども、基本的にはそういうデジタルテレビにかえていくという方向で、前回とはちょっと変えて、検討していただけないかというふうに思います。

先ほど申しましたけれども、財源が確保できる今がチャンスというふうに思いますので、特に都会と比べると地方はその点では設備に対しても劣っているというのはもう明白なわけですから、その点はどんどん前倒して設備していくということが大事ではないかなと思います。

先ほどの大型テレビの導入も各校1台ということで……。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 大型テレビにつきましては各校三、四台、いわゆるコンピュータ室、理科室、音楽室ということで三、四台考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 山根さん、どうぞ。

5番（山根 祐二君） その大型テレビは電子黒板として利用できるものにしていくということですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 今、考えているのは1台につきましては電子黒板とセットの分がございますので、そちらで対応していきたいなあとというふうに私は思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） はい、わかりました。私自身は電子黒板で授業を受けた世代ではないので、先進地の事例というのをちょっと紹介したいなと思います。東京江東区の5年生の社会の授業です。

31人の児童の目は電子黒板にくぎづけになった。パソコン画面がプロジェクターを通して黒板に投影される。漁師たちがカツオを一本釣りし、それを甲板上の生けすに投

げ入れる動画が流れる。それを見た男子児童は、釣り上げたカツオが針からすぐ外れるのはなぜと先生に質問した。そこで先生は、画面を操作し釣り針のアップの写真に切りかえた。大きく映し出された釣り針には食いついた魚が針から外れないようにする返しと呼ばれる突起がない。だからすぐ外れるんだよと説明すると児童らは「うん」とうなずいた。放送大学の中川教授は、「なかなか体験できないことを疑似体験でき、想像力を刺激する電子黒板は授業に革命をもたらす素晴らしいもの」と話している。

私はなるほどと思ったわけですが、こういった教育の流れ、今、どんどん変わっているといますけども、教育長にちょっと御意見をいただきたいんですけども、こういった授業についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 新しい機器の導入ということで、それぞれ特徴ある教育効果が期待できるわけですが、やはり入れる前に関係者がやはり何のためにこの機器を導入するかということをも十分検討した上で、入れた場合においては十分に、徹底的に活用するという方向で努力してほしいなと思います。

議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） ありがとうございます。ぜひとも積極的な取り組みを今から進めていっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、5番、山根議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後3時59分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月17日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 青 木 明 夫

防府市議会議員

重 川 恭 年